



青少年行政の展開

() 青少年施策の基本方向

神奈川県では、平成9年3月に、21世紀に向けた青少年施策の基本方向を示す「かながわ青少年プラン21」を策定しました。

青少年を取り巻く社会状況が大きく変貌するなか、青少年の意識や行動もさまざまな面で変化しています。

こうしたなかで、依然として沈静化しないいじめ問題、ますます増える不登校、性非行、薬物乱用など、さまざまな青少年問題が広がっています。

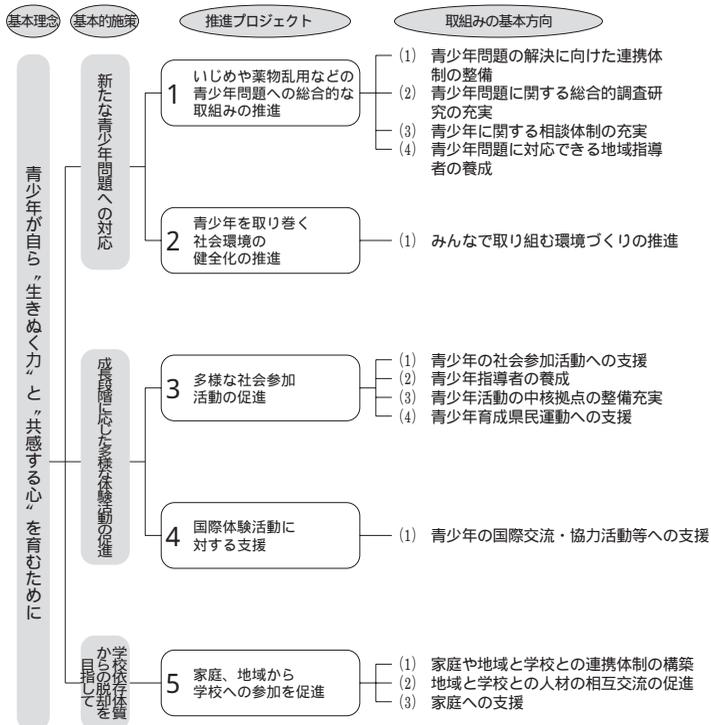
また、学校週5日制の完全実施に対応した青少年の育成環境の整備や青少年のボランティア活動の支援など、新たな課題に対する対応も求められています。

そこで、「かながわ新総合計画21」の個別計画として、青少年主体、市町村及び民間との連携のもとで、青少年施策の総合的な推進を図っていきます。

1 基本方針

県では、「かながわ青少年プラン21」で掲げる基本理念である、青少年が自ら“生きぬく力”と“共感する心”を育むことができるように、次の施策体系のもと、3つの基本的施策を推進する5つのプロジェクトを進めています。

2 かながわ青少年プラン21の施策体系



() 青少年施策

1 新たな青少年問題への対応

(1) いじめや薬物乱用などの青少年問題への総合的な取組みの推進
① 青少年問題の解決に向けた連携体制の整備

青少年問題の解決に向けた連携体制

神奈川県青少年総合対策本部

神奈川県青少年総合対策本部は、本県における青少年対策の総合的な企画、調整及び推進と関係部局間の相互連携を目的として、昭和39年3月に設置された庁内の横断的な機構です。本部長に知事が、副本部長には県民部を所管する副知事があたり、知事部局と教育庁及び警察本部で構成しており、その下で、庁内の関係室課が相互に連携し、事業を推進しています。平成9年度には、「かながわ新総合計画21」や「かながわ青少年プラン21」の実効性確保のため、本部員会議のメンバーを見直し、主な関係室課長からなる幹事会を要綱に位置づけるなど組織改編を行いました。

平成14年度は、さらに今日の青少年問題に対応した、機能的・弾力的な連携体制の整備をめざしています。

最近の青少年非行に向けた対応策

平成13年度は、インターネット、携帯電話の出会い系サイトに関わる安易な動機からの性非行の増加、少年非行の凶悪化、粗暴化、低年齢化等戦後第4の波といわれる少年非行の増加がみられる中、本部員会議や幹事会を開催し新たな青少年問題中心に青少年問題の解決に向けた連携体制の充実を図るべく青少年関係相談機関連携会議を発足させ、複雑多様化する昨今の青少年問題に適切に対応する新たな取り組みをはじめさまざまな対応を実施しました。

- ・ 神奈川県青少年相談機関連携会議の発足、青少年関係相談機関案内冊子の作成
- ・ 未成年者の飲酒・喫煙防止対策の推進
- ・ 子ども・家庭シンポジウム等の開催

青少年の健全育成を進める県民大会の開催

平成14年7月23日、かながわドームシアターにおいて、青少年を取り巻くさまざまな課題や育成環境づくりについて、県民各層がともに考え、その解決に向けてともに取り組むために、「青少年の健全育成を進める県民大会」を開催しました。

高校生、教員、保護者、青少年関係者、県・市町村職員など約1000名が参加し、「地域の心が子どもを育む」～学校週5日制時代を迎えた地域の青少年育成～をテーマに基調講演、パネル討論会を実施しました。

統一標語「考えよう やっていいこと 悪いこと」

青少年の非行防止と健全育成に、県民の皆さんと一緒に取り組むための県下統一標語を平成10年4月に募集し、決定した標語をチラシや懸垂幕等に活用しています。

新聞掲載委託

青少年問題に対する理解と関心を高め、みんなで取り組む環境づくりを進めるため、神奈川新聞に「若いひろば」欄を年4回掲載しています。青少年総合対策本部として、市町村や民間団体とも連携をとりながら、青少年問題の今日的課題を取り上げ、また青少年に関するさまざまな情報提供を行っています。

神奈川県青少年問題協議会

神奈川県青少年問題協議会は、条例により設置された知事の附属機関として関係行政機関の職員、学識経験者などで構成され、青少年育成の諸問題の調査、審議、青少年行政の施策の実施に関する関係行政機関への意見具申、提言、総合的な施策の適切な実施のため必要な関係行政機関相互の連絡調整、青少年育成活動に活躍した人たちの表彰を行っています。

平成12・13年期は「青少年の問題行動の背景と要因」をテーマとして研究協議を進め、平成14年3月に、『青少年の成長を見守るための5つの提案～問題行動から見えるもの』という報告がありました。

なお、平成15・16年期は、「青少年の居場所」について審議を重ねています。

また、県内36の市町村に青少年問題協議会が、1市に同様の趣旨の青少年育成審議会が設置されています。

神奈川県児童福祉審議会（文化財部会）

神奈川県児童福祉審議会は、児童福祉法の規定に基づき、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置されています。

同審議会に置かれている5部会のうち、文化財部会においては、青少年保護育成条例の施行に関する事項を調査審議するとともに、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦およびこれらの製作者、興行者、販売者等に対し、必要な勧告をすることができるとされています。文化財部会は、主に有害図書類等の指定に関する審議をしてきましたが、平成8年11月の青少年保護育成条例改正施行で、一定基準を超えた図書類及びがん具類の包括指定が行われているため、個別に指定する審議件数は大幅に減少しました。

条例改正以降では、平成10年3月に「バタフライナイフ（通称）」を有害がん具類に、平成11年10月に「完全自殺マニュアル」を有害図書類に指定する答申をしました。

また、平成13年度は有害映画として124本が指定されました。

現在、文化財部会では、会議の主眼を「児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図るための協議」に移し、テーマをしぼって議論しています。平成13年度は「現代の青少年を取り巻く有害環境 - 出会い系サイト - について」をテーマとして協議を行いました。

平成14年度は「出会い系サイト」を継続協議とし、「青少年の飲酒・喫煙防止に関する取組みについて」「優良図書類、映画等の推薦について」を新規協議事項とし、青少年を取り巻く社会環境の課題に取り組んでいます。

今後もこれまでの議論を踏まえて、県民の皆さんへの意識啓発を働きかけていきます。

学校・警察連絡協議会

児童・生徒の非行防止のため、学校と警察との連携を強化することを目的として、昭和31年に警察署単位の「学校・警察連絡協議会」を設立し、平成8年には県組織の「神奈川県学校・警察連絡協議会」を設立しました。

組織数は、52警察署単位51組織（横浜水上署を除く）で、事務局を会長をつとめている学校及び警察署生活安全課に置いています。加入している学校の数は、平成14年7月現在で、県下公・私立の小学校、中学校、高校や養護学校、専門学校、各種学校等の1,859校（延べ数）で、児童・生徒の非行防止活動対策の研究協議等の活動を行っています。

「神奈川県学校・警察連絡協議会」は、警察署単位の学校・警察連絡協議会を統合したもので、事務局を警察本部少年課及び会長をつとめている学校に置き、県下を7方面に分けて、総会・役員会・方面会議等を広域的に展開しています。

地域の連携による青少年育成

青少年育成地域活動

地域における青少年育成は、住民の理解と協力を基盤に、組織的にすすめられていくことが強く望まれています。

地域における青少年の健全育成のための組織づくりとして、青少年指導員、児童委員、母親クラブ、PTA役員、教員などが連携して地区健全育成組織を構成し、非行防止活動や社会環境健全化活動を行っています。

県では、このような自主的な実践活動を推進するため、市町村と協力して青少年の健全育成のために活動している団体に対し、財政的支援を行っています。

また、地区行政センターごとに、地域活動を推進している組織の会議を開催し、活動の充実と強化などについて協議や情報交換を行っています。

青少年指導員活動

青少年指導員は、地域の自治会組織、青少年関係団体、青少年指導者などと連携をとりながら、地域ぐるみで行う青少年育成の具体的、実践的な取り組みの推進役として活動しています。

期待される具体的役割

- (1) 青少年の体験活動の促進
- (2) 青少年団体の育成と支援
- (3) 青少年に望ましい地域づくり
- (4) 青少年に関する相談と対応
- (5) 青少年に関する調査と情報提供

委嘱の方法

市町村（教育委員会）から委嘱された者を、県が併せて委嘱しています。任期は2年です。第18期（平成14・15年度）の青少年指導員は5,819人です。（表 - 1 - 1参照）

青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、各市町村が行う活動促進事業に対し補助金を交付するとともに、次のような活動への支援を行っています。

- ・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の開催

市町村単位の青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、情報交換、研究協議等を行っています。

- ・ 青少年指導員活動研究会の開催

地区行政センターごとに開催し、体験交流、情報交換、研究協議などを行っています。

- ・ 第35回（平成14年度）神奈川県青少年指導員大会の開催

「未来へつなぐ“愛”“夢”“集い”」をテーマに、小田原市中央公民館で活動事例発表やパネルディスカッションなどを行い、約500人の参加がありました。

表 - 1 - 1 第18期青少年指導員数

（名）

市町村名		青少年指導員数	市町村名		青少年指導員数	市町村名		青少年指導員数
政令市	横浜市	2,894	湘南地区	平塚市	333	西湘地区	小田原市	95
	川崎市	559		藤沢市	224		箱根町	25
	小計	3,453		茅ヶ崎市	90		真鶴町	20
横須賀三浦地区	横須賀市	310	湘南地区	秦野市	84	津久井地区	湯河原町	30
	鎌倉市	75		伊勢原市	100		小計	170
	逗子市	25		寒川町	20		城山町	15
	三浦市	70		大磯町	18		津久井町	20
	葉山町	20		二宮町	24		相模湖町	15
	小計	500		小計	893		藤野町	20
							小計	70
県央地区	相模原市	183	足柄上地区	南足柄市	43	総計	5,819	
	厚木市	110		中井町	27			
	大和市	120		大井町	25			
	海老名市	60		上松田町	20			
	座間市	50		山北町	19			
	綾瀬市	25		開成町	15			
	愛川町	25		小計	149			
	清川村	11						
	小計	584						

資料出所：青少年課

青少年育成者表彰

青少年育成活動推進者表彰

過去1年間に、生業のかたわら青少年の健全育成に熱意をもち、その実績が顕著な個人に対して県青少年問題協議会長（知事）が感謝の意を表するものです。昭和41年度から毎年行っている表彰で、平成13年度は112人が受賞しました。

青少年育成功労者表彰

多年にわたり青少年の育成に貢献し、その功績が特に顕著な個人または団体を知事が表彰するものです。平成8年度から始まり、13年度は26人、1団体が受賞しました。

薬物乱用防止対策

青少年による覚せい剤や大麻の乱用による薬物事犯検挙者数は平成12年度より若干の減少は見られますが、青少年層への浸透が著しく、予断を許さない状況にあります。

県では、このような事態を深刻に受け止め、薬物乱用防止の効果的な啓発活動を実施するほか、次のような取り組みを行っています。

薬物乱用対策推進本部の取り組み

薬物乱用対策推進本部は、平成14年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱を定め、一貫性のある薬物乱用防止教育プログラムを確立し、小学校段階での薬物乱用防止指導の充実を図るとともに、全中学・高校における薬物乱用防止教室の毎年開催に向けて努力すること、保健福祉事務所を中心として地域に密着した啓発活動を強化するとともに、精神保健福祉センターを中核とした相談業務の充実を図ること、インターネット等の通信手段を用いた薬物取引の摘発に努めることなどについて関係各機関と連携して取り組んでいます。啓発活動については、各種分野の民間団体、市町村、国及び県機関で構成する「薬物クリーンかながわ推進会議」（186機関・団体）が中心となって、県全域及び職域で活動を展開するとともに、青少年及び教育関係団体と連携して実施しています。

地域密着型薬物乱用防止事業の推進

薬物乱用対策は、家庭、地域、教育現場及び職域におけるきめ細かな啓発がきわめて重要であることから、保健福祉事務所の「薬物乱用防止推進地域連絡会」を中心として地域の学校や市町村等と連携して啓発活動を実施しています。

具体的には、地域、自治会、薬物乱用防止指導員（38支部・471名）及び麻薬等薬物相談員（24名）と連携した啓発活動、薬物乱用防止講演会、薬物乱用防止にかかわるイベントなどを実施して薬物乱用を許さない環境づくりを家庭、地域及び学校等で広く進めています。

薬物乱用防止啓発活動

神奈川県では、県内の小・中・高校生、教員、PTA及び地域の人々を対象に、薬物乱用の恐ろしさなどについて麻薬取締員等が講演を行う薬物乱用防止教育を実施しています。

また、昭和55年度から（社）神奈川県薬剤師会の協力を得て、各学校に配置されている学校薬剤師がビデオ、映画、パンフレットなどを用い、県内の小・中・高校生及びPTA関係者を対象に、乱用薬物の有害作用を中心に精神・身体への悪い影響を解説するとともに、

薬物乱用が家庭や社会に与える危険性を訴えています。

表 - 1 - 2 薬物乱用防止啓発活動実施状況（平成13年度）

区分		講師		学校薬剤師	
		麻薬取締員等		校数等	生徒数
高等学校	公立	42	16,783	23	6,673
	私立	8	3,908	22	6,528
	計	50	20,691	45	13,201
中学校	公立	38	8,947	18	7,727
	私立	2	267	1	125
	計	40	9,214	19	7,852
小学校	公立	28	4,591	24	1,592
	私立	0	0	0	0
	計	28	4,591	24	1,592
PTA等		32	2,878	12	1,748
合計		150	37,374	100	24,393

資料出所：薬務課

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

県教育委員会では、教材の作成や研修会の開催等さまざまな取り組みを行うとともに、家庭や地域とも連携を図りながら喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

主な事業は次のとおりです。

〔児童・生徒に対する啓発・指導の充実〕

- ・教材の配布

〔教員等に対する指導・研修の充実〕

- ・研修会の開催
- ・講演会の開催

〔家庭・地域との連携の強化〕

- ・地区別推進運動の実施（県内10地区でチラシ等を配布）
- ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進モデル地域の支援

児童・生徒の喫煙防止対策推進事業の取り組み

未成年の喫煙状況は、平成10年度県民健康・栄養調査結果では、15～19歳の男性は34.4%、女性は14.2%の人に喫煙経験がありました。このため「かながわ健康プラン21」は、次の目標を掲げています。

- ・未成年者の喫煙をゼロにする
- ・喫煙者が禁煙するための禁煙支援プログラムを普及する
- ・分煙を推進する

「かながわ健康プラン21」を県民健康づくり運動として推進する「かながわ健康プラン21推進会議」は、平成14年5月に「かながわ禁煙・分煙行動計画」を策定しました。こ

の計画では、未成年者の喫煙対策として、正しい知識の習得、子どもに喫煙させない環境づくりは家庭から取り組み、地域、学校、職場、保健医療機関団体、地域団体、行政等が連携して支援するとし、かながわ健康プラン21推進会議を中心に推進しています。

いじめ対策の推進

深刻化している「いじめ」問題への対応は、教育現場だけの問題ではなく、家庭や地域社会全体に関する問題であるという認識に立ち、県民全体で取り組んでいくことが求められています。

平成6年12月、神奈川県青少年総合対策本部長（知事）名で『「いじめ」対策緊急アピール』を発表しましたが、その内容は「いじめ」に対処するための取り組みを周知するだけでなく、人間の痛み、苦しみ、弱さを自覚し、思いやりや助け合いを学び、共に育っていくという人間らしさ、豊かさを求めた「ふれあい教育運動」をさらに推進するよう呼びかけるものでもありました。

県では、「いじめ」問題対策を全庁的に取り組む課題として、関係する部局が連携・協力して取り組みを進めています。平成8年2月に、総合的な推進を図るため青少年総合対策本部のもとにいじめ問題対策推進会議を設置し（平成11年度にいじめ・暴力行為問題対策推進会議に改称）14年度は、子どもたちの声を聞く 学校の中の体制を整える 県民運動として取り組むという3つの施策の柱で次のような取り組みを推進しています。

子どもたちの声を聞く

- ・相談機関紹介カードの作成・配付：国公私立小・中学校・盲・ろう・養護学校の児童・生徒及び保護者に配付して相談機関の周知を図る。
- ・「電話相談カード」を作成し、県立高等学校全ての生徒に配付して相談機関の周知を図る。
- ・相談体制の充実：「いじめ110番」、「子ども・家庭110番」等の運営。
- ・不登校訪問教育相談員の配置：7町に各1名、計7名配置。

学校の中の体制を整える

- ・いじめ対策実践研究の推進：小学校7校・中学校7校・高等学校10校で実施
- ・臨床心理士の派遣による校内研修の充実：小学校21校・高等学校5校で実施
- ・スクールカウンセラーの派遣：中学校50校（横浜市・川崎市は除く、校区内の小学校にも対応）
高等学校18名（18学区の拠点校を中心に派遣、原則全校へ派遣、その他派遣専任として2名配置）
県教育委員会にスーパーバイザー1名配置
- ・心の教室相談員の派遣：中学校164校に派遣（横浜市・川崎市は除く）
- ・スクールライフアドバイザーの派遣：高等学校30校に派遣

県民運動として取り組む

- ・暴力行為等防止のための「児童・生徒が語り合う集い」の開催
- ・教育課題の解決に向けた教育県民運動の展開
- ・「神奈川の教育を考える県民のつどい」開催

不登校対策の推進

平成14年度、県教育委員会では、不登校の対策を次のような事業を中心として、推進しています。

「不登校」教育相談体制促進事業の実施

不登校児童・生徒のうち、家に閉じこもっている児童・生徒及びその保護者に対して、家庭訪問による相談・援助・指導を行うとともに、学校・家庭・地域社会が連携した「不登校」教育相談体制の促進を図ります。平成14年度は、7町に各1名、合計7名を配置しました。

教育相談の充実

教育相談の充実を図るため、総合教育センター教育相談課、教育庁教育相談室に臨床心理士等の資格を有する心理判定員や専門相談員を配置しています。

また、不登校教育相談の児童・生徒を対象に、小グループによる活動（Y・Y活動）をとおして教育的・心理的支援を行うとともに社会体験の機会を提供しています。

教育相談研修（スクールカウンセラー人材養成）大学派遣事業の実施

平成14年度は、19名（小学校教員5名、中学校教員10名、養護教諭4名）を横浜国立大学に1年間派遣しています。大学では、主に教育相談、保健分野に関する専門的な知識・技術の習得を図り、地区や学校で不登校などの児童・生徒への的確な援助・指導の中心的役割を果たす教員を養成しています。

暴力行為等の防止対策の推進

県教育委員会では、平成14年度の暴力行為等の防止対策を次のような事業を中心として推進しています。

暴力行為等防止運動推進会議の設置

教育委員会、小・中・高等学校長会、PTA、警察などから組織されており、各学校が行う児童・生徒及び家庭への啓発活動などの取り組みを支援するため、情報交換や情報提供をしたり、「暴力行為等防止キャンペーン」の実施に向けての検討などを行っています。

児童・生徒指導強化週間の設定

7月上旬の一週を「第1期児童・生徒指導強化週間」と位置づけ、各校において教職員等による声かけ（マナーアップ運動）やいじめ・暴力行為等の防止、根絶に向けた話し合いを実施したほか、11月には「第2期児童・生徒指導強化週間」を設定し、暴力行為等の防止に向け、第1期と同じように取り組みを行いました。

「児童・生徒が語り合う集い」の開催

いじめ・暴力行為等の防止に向けて、小・中・高校生によるパネル・ディスカッションなどを行いました。

学校事故等緊急支援チームの設置

児童及び生徒にかかわる重大事故等の発生の未然の防止や重大事故等が発生した場合の緊急対応策について、現地において市町村教育委員会や学校を支援することを目的として、県教育委員会に設置されています。

性教育

児童・生徒の性にかかわる諸問題については、中学生・高校生の性の逸脱行動、エイズなどの性感染症等、年々深刻化しています。

そのため学校・家庭・地域において、科学的知識の習慣や、生命の尊さ・思いやり・自立心等をはぐくむ性教育やエイズ教育がますます重要となっています。

県教育委員会では、指導力の向上を図るため、教職員・保護者を対象として性教育研修会並びにエイズ教育研修会を開催しています。また、高校生のエイズに関しての意識啓発を図るため、高校生エイズフォーラムを実施しています。

性感染症の予防

県では、青少年等に正しい性と性感染症（エイズも含む）についての知識の普及を図ることを目的として、中・高校生等を対象に「青少年エイズ・性感染症予防のための講演会」を開催しています。（平成13年度117回開催、2万2,856人受講）

また、HIV感染者・エイズ患者に対する理解と支援を示す印として、レッドリボンバッジを作成し、「かながわレッドリボン運動」として普及・啓発活動を展開しています。また、エイズ対策の強化月間として、年3回「かながわレッドリボン月間」を設けたり、12月1日の世界エイズデーを中心に保健所を設置する4市と共催して「世界エイズデーかながわ」を開催するなどして、エイズの正しい理解を呼びかけています。

食の指導の充実

児童・生徒の食生活の乱れや食行動の多様化が栄養バランスを欠き、肥満傾向の増加・生活習慣病の低年齢化等、「食」に起因する新たな健康課題としてクローズアップされています。

県では、児童・生徒に望ましい食習慣の形成と実践の態度を育成するため、推進体制の充実や指導者研修の充実に向けて、推進体系を策定しました。

推進体制の充実では、教育庁内の関係各課の役割の明確化と充実、推進について検討していく「庁内会議」を設置、指導者研修の充実では、学校長を対象とした「食に関する指導研究会」と教員や学校栄養職員を対象とした「指導者研修会」を開催し、食に関する指導の充実を図っています。

また、食に関する指導を学校の教育活動全体で推進するための効果的な指導法として、関連する教科指導はもとより、学校栄養職員等の専門性の活用を図った指導法の工夫など、食に関する指導の充実に向けた研修会を実施しています。

暴走族対策

平成13年中、暴走行為等により検挙した暴走族は、延べ5,621人にのぼっています。

警察では、集団暴走に対する取締りや事件捜査のほか

- ・学校・家庭・地域・職場等との連携を緊密にして、暴走族へ入らせない活動
- ・グループのリーダー等を招致して、解散させるための指導
- ・学校関係者や青少年指導員等と連携した継続的な個別指導
- ・行政処分者講習等による指導

・道路管理者等に要請して、暴走しにくい道路環境の整備、暴走族に利用されやすい駐車場等の閉鎖措置などを推進しております。

しかしながら、暴走族は新旧世代交代、グループの再編成を繰り返しながら、活発な動きをみせているのが現状です。

このような、暴走族に対しては「暴走族は一切認めない。」という基本姿勢で、今後とも強力な取締りを行っていきますが、暴走族問題は警察の取締りだけで解決できるものではなく、家庭・学校・地域・職場等が一体となり、少年の健全育成、暴走族追放という環境づくりが大切です。

暴走族加入阻止教室事業

暴走族追放県民運動では、毎年6月の強化月間を中心に、年間を通じて、暴走族の追放を呼びかけてきましたが、なかなか構成員が減らないという実状があります。

そこで、暴走族が、出身中学校単位で世代交代を繰り返していることなどから、平成14年度から、暴走族予備軍となりがちな中高生相当の年齢層の少年を主な対象として、暴走族加入阻止教室事業を展開しています。この事業では、県内の中学・高等学校等に民間ボランティアの暴走族対策指導員・地域リーダーを派遣し、「君ならどうする～中高生のための交通安全教室」として実施しています。

安全への取り組み

交通事故防止

平成13年度神奈川県交通安全実施計画に基づき、関係機関・団体との連携を密にして生涯にわたる交通安全教育を家庭、学校、職場、地域等のそれぞれの場において、計画的に推進したほか、「交通安全ひとこえ運動」、「二輪車交通事故防止運動」、「違法駐車追放運動」などの年間運動を展開しました。また、交通事故発生件数の急増傾向に対処するため、11月に「交通死亡事故抑止緊急対策会議」を開催するなど、人命尊重を基本理念とした交通安全意識の高揚に努め、交通事故防止を図りました。

二輪車の交通事故防止対策事業

死亡事故のうち、二輪車事故による死者数の割合は全体の35%を占め、特に若年ライダーによる事故死が多いことから、県では二輪車の交通事故防止を重点対策として、次のような事業を行っています。

二輪車事故防止運動の推進

平成13年度は「無謀運転の防止」、「ヘルメットの正しい着用」、「昼間・薄暮時の前照灯点灯走行の推進」を重点に二輪車利用者、特に若者の交通安全意識の高揚を図るため、二輪車事故の防止運動を実施しました。また、6月を「暴走族追放強化月間・二輪車交通事故防止強化月間」とし、ポスターなどを作成するとともに、テレビ・ラジオのスポット放送などを通じて、広報啓発に努めました。

交通安全ポスターコンクールの実施

県民一人ひとりの交通安全意識を高めていただくことを目的として、小・中学生、高校生を中心に交通安全をテーマとした、交通安全ポスターを募集し、コンクールを実施しました。

神奈川県青少年交通安全連絡協議会（青安連）の育成

昭和57年9月にガソリンスタンド、飲食店、新聞販売店等の小規模事業所で働く青少年運転者を対象に、若年ドライバーの交通事故防止を目的に設置された組織です。県内の各警察署（横浜水上警察署を除く）を単位に52地区の青安連が結成され、平成14年3月末現在、30業種640団体、1万3835事業所で、加入事業所の事業主による若者たちの安全運転や交通安全運動への事業を展開しています。

二輪車安全運転講習

平成13年中に神奈川県内で二輪車乗車中に交通事故で亡くなった人は113人で、本県の交通事故死者全体の約35%を占めています。

また、二輪車乗車中の死者の約35%は、25歳未満の若年者で占められています。これら二輪車事故の特徴は、速度超過、無理な追越しなどのいわゆる悪質・危険な運転によるものや運転技術の未熟等、運転者自身に起因するものが多くなっています。

このため警察では、高校生を含むヤングライダーを重点に安全運転の基本的知識と技術の習得をねらいとして、県内各警察署（横浜水上警察署を除く）の主催により安全運転講習を行い、平成13年度は194回開催し延べ4829人が受講しています。

講習は、講義1時間、実技2時間の合計3時間を基準とし、講義は安全運転理論などの講話と映画を主体とした「心」の教育、実技は、乗車姿勢、コーナリング、交差点の通過方法等、二輪車の事故防止に対応できる「技」の習得を目的とした内容で行っています。また、新たに二輪車を購入した人を対象とした実技中心の講習も行っています。

実技の指導は、女性白バイ隊員（ホワイト・エンジェルズ）白バイ隊員及び二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた二輪車指導員が行います。

施策協議・調査研究

引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業

かながわボランティア活動推進基金21(104ページ参照)の協働事業として、特定非営利活動法人楠の木学園から提案のあった内容を、楠の木学園、県青少年課、青少年総合研修センターの三者が協力しあって取り組んでいます。

事業目的を「引きこもり青少年やその家族がおかれている実態とこうした現象を引き起こす社会的要因等の把握と分析」「引きこもり青少年の社会参加に向けた総合的・効果的な支援策の検討」「引きこもり青少年への支援に向けた協働ネットワークの構築」の3点として三者が共有し、次のような事業を行っています。

県内の引きこもり青少年や関係団体等に関する総合的な調査研究の実施と分析

引きこもり青少年及びその家族のための支援システムの検討

モデル支援事業として「相談室や引きこもり青少年等の試行的な交流の場」の開設
啓発普及事業として「フォーラム」の開催

青少年総合研修センター調査研究事業

今日の青少年問題の解決に向けた効果的な施策を実現するため、青少年を取り巻く現状や課題について調査研究を行っています。

青少年による地域活動・ボランティア活動を促進するための調査研究

かながわ青少年プラン21の柱の一つ「成長段階に応じた多様な体験活動の促進」や平成9年の県青少年問題協議会意見具申「青少年の多様な体験活動の促進に向けたしくみづくり」を受けて、青少年の体験活動の状況や体験活動を支えるネットワークづくりについて、平成10年度から調査研究を行っています。平成13年度は「地域活動・ボランティア活動をする青少年等の意識調査(47～49ページ参照)」「青少年ボランティア活動促進にサービラーニングの視点を活用する研究」を行いました。

平成14年度は「青少年の多様な活動を社会参画に結びつける支援方策」と「青少年の社会体験学習を推進する方策」に取り組んでいます。

青少年体験活動サークルのネットワーク支援

青少年の体験活動をより効果的に進めていく手法を模索するため、県内でボランティア活動や地域活動をしている青年の自主活動サークルなどに呼びかけて組織したネットワークを支援しました。

このネットワークの運営支援を行いながら、より望ましい運営方法や連携方法、構成サークルが連携することで生まれる利点などを実証的に検討し、報告書「青少年活動サークルの広域ネットワークの形成と課題」にまとめました。

ネットワークの運営状況は次のとおりです。

名称・構成：ONE S(ワンズ) 9団体で113人

事務局会議：平成13年5月13日から12月26日の間に8回実施

研修会：夏休み子どもとふれあう研修会

(平成13年7月24日、27日、8月21日、28日の4回実施)

青少年体験活動のモデルプラン

青少年の体験活動を促進する事業展開を探るため、モデル事業を実施して実証的な検討をしました。

- ・ サービスラーニングの視点による青年のボランティア参加

ロボフェスタ神奈川2001において、サービスラーニングの視点を取り入れた方法で青年がボランティア活動に参加する機会を提供し、その取組みを報告書「青少年のボランティア活動とイベント活用」にまとめました。

- ・ ユースボランティアミーティングin神奈川2002

県内でボランティア活動や地域活動を行っている青年の参画を得て、青年が取り組む活動のあり方を考えるとともに、相互の連携を深めました。

主 催：ユースボランティアミーティングin神奈川2002実行委員会

共 催：社団法人神奈川県青少年協会

財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会

神奈川県高等学校文化連盟ボランティア専門部

日 時：平成14年3月9日～10日の1泊2日

会 場：愛川ふれあいの村

参加者：73人

研究発表会

平成13年度に取り組んだ調査研究事業について、その経過や結果などを発表し、青少年の社会参加のあり方や体験活動のモデルプランなど、青少年の体験活動を進める取組みについて協議しました。

期 日：平成14年3月17日

会 場：地球市民かながわプラザ

参加者：44人

神奈川県義務教育研究協議会

小・中学校の望ましいあり方と、当面する諸課題について研究協議するため、昭和54年度から義務教育研究協議会を設置しています。2年間同じ協議会で研究協議を進め、2年目には「協議のまとめ」が報告されています。

平成13・14年度は「学校の自己点検・自己評価のあり方～地域社会の信頼に応えるために～」を協議題として、年3回の協議会を開催しています。各協議会においては、「学校の自己点検・自己評価の現状」「地域社会の信頼に応えるために、学校はどのように自己点検・自己評価を行っていくことが大切か」等の内容で研究協議を進め、平成14年度末に「協議のまとめ」を発行する予定です。

神奈川県社会教育委員の会議

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べ、必要な研究調査を行うため、都道府県及び市町村に置かれています。そして、行政と民間の間において、社会教育に関する住民の意向や施設の運営等に意見を反映させるためのパイプ役として活動しています。

県社会教育委員の会議は、平成12年度から13年度にかけて「変革する時代に対応した社会教育のあり方～家庭教育を中心に～」をテーマとして協議を行い、報告書を提出しました。

平成14年4月1日現在、本県では16人の委員が、市町村では473名の委員が委嘱されており、1市町村当たりの委員数は平均12人となっています。

神奈川県生涯学習審議会

平成2年7月に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき、生涯学習施策の総合的推進に関する重要事項を調査・審議するため、平成4年4月に学識経験者等20名で構成される神奈川県生涯学習審議会を設置しました。

平成12年度から13年度にわたり、「自分づくり」から“地域づくり”へ 生涯学習の成果を生かした社会参加のための支援方策について」をテーマに、専門部会を設置して検討を行いました。

かながわ生涯学習ネットワーク推進協議会

県民や県、市町村、民間等の関係機関・団体が協働して、神奈川県生涯学習情報センターを拠点とした県民の生涯学習を支援する広域的なネットワークを構築し、神奈川における生涯学習の取り組みを総合的に推進していくため、平成10年9月に設置しました。平成13年度は、かながわオープン・カレッジを運営し、生涯学習情報システム「PLA - NETかながわ」内に「生涯学習関係機関電子掲示板」を設置しました。

③青少年に関する相談体制の充実

神奈川県青少年関係相談機関連携会議

昨今の青少年問題は、非行の凶悪化や低年齢化、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待や精神保健分野での対応など、複雑かつ多様化しており、これらの問題に適切な対応を図るためには、専門的知識を持つ相談機関の緊密な連携が不可欠です。そこで青少年総合対策本部は、平成13年4月、県の福祉部、衛生部、教育庁、警察本部の各相談関係機関等による神奈川県青少年関係相談機関連携会議を設立しました。平成14年度は、連携会議を開催するほか、不登校・ひきこもり、児童虐待などをテーマとした研修会等を行い、各相談機関の連携強化を図っています。

青少年相談

青少年相談センターの活動

県内の17市1町に20か所設置されている青少年相談センターでは、関係機関や地域の青少年補導員と連携して、青少年の身上問題、非行、子育ての悩み等に関する青少年相談を行い、助言・援助・指導を行うほか、非行防止のためのよりよい環境をつくるために社会環境健全化活動も行っています。

平成13年度の活動状況は、青少年相談受案件数が7,115件で、このうち、男子は3,969件(55.8%)、女子は3,146件(44.2%)で、前年度の6,543件に比べ572件(8.7%)増加しました。相談内訳では、「不登校」が最も多く、「学校生活」、「家族関係」、「学業・進路・進学」と続いています。相談の対象者は、「中学生」(2,416件)と「小学生」(2,270件)に関するものが多く、両者で全体の65.9%を占めています。

また、街頭補導は10,409人で、男子は7,198人(69.1%)、女子は3,211人(30.9%)で、前年度の9,074人に比べ1,335人(14.7%)増加しました。

表 - 1 - 3 相談受理状況

相談内容別	(件)		相談対象者年齢別	(件)	
	平成12年度	平成13年度		平成12年度	平成13年度
不登校	1,608 (828)	2,196 (992)	20歳以上	1,292 (564)	968 (413)
家族関係	716 (335)	803 (409)	19歳	116 (37)	220 (50)
学校生活	678 (318)	878 (374)	18歳	282 (108)	304 (110)
神経精神問題	678 (321)	369 (191)	17歳	453 (147)	364 (175)
学業・進路・進学	275 (93)	495 (161)	16歳	536 (190)	573 (237)
犯罪・触法行為	217 (50)	105 (22)	15歳	633 (229)	721 (382)
不良交友	161 (81)	352 (145)	14歳	815 (384)	901 (404)
対人関係	241 (140)	265 (139)	13歳	579 (290)	794 (379)
家出・浮浪・無断外泊	157 (100)	122 (101)	12歳	518 (336)	523 (241)
いじめ	206 (110)	149 (95)	11歳	290 (156)	283 (146)
性の悩み	170 (14)	148 (14)	10歳	222 (118)	352 (195)
男女交際	99 (50)	112 (61)	10歳未満	807 (356)	1,112 (414)
シンナー等薬物乱用	20 (4)	17 (10)	計	6,543 (2,915)	7,115 (3,146)
家庭内暴力	112 (20)	79 (17)			
その他	1,205 (451)	1,025 (415)			
計	6,543 (2,915)	7,115 (3,146)			

(注)()内は女子で内数

資料出所：青少年課

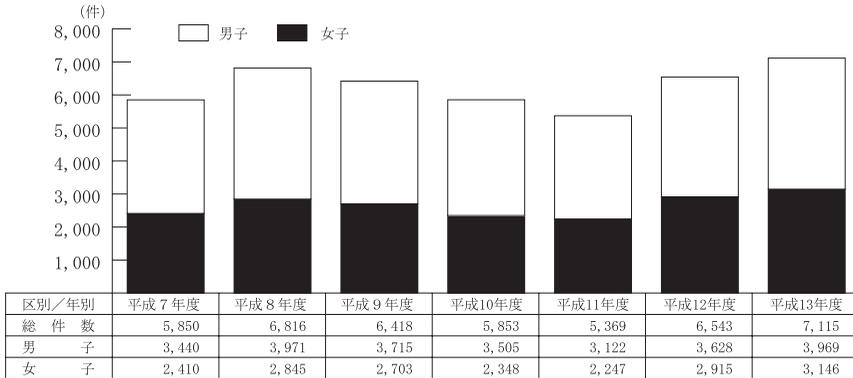
表 - 1 - 4 青少年相談センター一覧

(平成14年7月1日現在)

名 称	所 在 地	相談専用電話
横浜市青少年相談センター	〒231-0028 横浜市中区翁町2-9-7	045(681)5461
川崎市青少年センター(相談係)	〒210-0808 川崎市川崎区旭町2-1-5	044(222)1451
川崎市高津青少年相談室	〒213-0011 川崎市高津区久本3-6-11 地域福祉施設ちどり3階	044(822)5090
横須賀市青少年相談センター	〒238-0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館4階	0468(23)3152
平塚市青少年相談室	〒254-0045 平塚市見附町15-1 平塚市民センター2階	0463(34)7311
鎌倉市教育センター	〒248-0012 鎌倉市御成町18-35	0467(24)3386
藤沢市青少年相談センター	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所内	0466(22)1126
小田原市青少年相談センター	〒250-0045 小田原市城山4-2-11	0465(23)1481
茅ヶ崎市青少年教育相談室	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂3-5-37 市立青少年会館2階	0467(86)9963
相模原市立青少年相談センター	〒229-0039 相模原市中央2-12-12	042(752)1658
” 南相談室	〒228-0803 相模原市相模大野5-31-1 市南合同庁舎3階	042(749)2177
秦野市青少年相談室	〒257-0042 秦野市寿町1-10	0463(82)5273
厚木市青少年教育相談センター	〒243-0018 厚木市中町3-16-8 武藤ビル4階	046(221)8080
大和市青少年相談室	〒242-0021 大和市中央1-5-14 大和市青少年センター内	046(261)7830
伊勢原市青少年相談室	〒259-1142 伊勢原市田中316-1 伊勢原市青少年センター内	0463(94)1030
海老名市青少年相談センター	〒243-0434 海老名市上郷476-2 海老名市中央公民館2階	046(234)8700
座間市青少年相談室	〒228-0023 座間市立野台1-1-4 座間市立青少年センター内	046(256)0907
南足柄市青少年育成センター	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所内	0465(73)8048
綾瀬市青少年相談室	〒252-1103 綾瀬市深谷3634-2	0467(77)7830
湯河原町青少年相談室	〒259-0305 足柄下郡湯河原町城堀57	0465(63)6300

資料出所：青少年課

図 - 1 - 1 青少年相談センターの相談受取状況の推移



資料出所：青少年課

神奈川県警察少年相談・保護センターの活動

警察本部少年課の少年相談・保護センターでは、非行問題や犯罪被害等に悩む保護者や少年自身からの相談に応じています。相談は、専門の少年相談員が受けています。

< 受付時間 >

平日（月～金曜日）8時30分～17時
土、日、祝日、夜間は留守番電話

< 電 話 >

- ・代 表 045 - 211 - 1212
(内線3101～3103)
- ・ユース・テレホン・コーナー
045 - 641 - 0045
- ・相談電話（フリーダイヤル）
0120 - 457867
- ・留守番電話 045 - 641 - 0045
- ・F A X 045 - 641 - 1975

表 - 1 - 5 相談者別新規受理件数

区 分	平成13年	
	受理件数	構成比(%)
受 理 件 数	3,845	100.0
保 護 者 等	3,123	81.2
少 年 自 身	722	18.8

資料出所：県警少年課

表 - 1 - 6 相談内容別新規受理件数

区 分		平成13年度
少 年 の 非 行 等	非 行 問 題	1,576
	不 良 交 友	470
	窃 盗	176
	薬 物 乱 用	84
	そ の 他	846
	学 校 問 題	356
	家 庭 問 題	419
	交 友 問 題	259
	健 康 問 題	166
	そ の 他	450
小 計	3,226	
少 年 の 犯 罪 被 害 等	刑 法 犯 被 害	133
	傷 害	49
	強 制 わ い せ つ	41
	そ の 他	43
	い じ め ・ 虐 待	151
	福 祉 犯 被 害	57
	県 条 例	18
	そ の 他	39
	そ の 他	278
	恐 喝	95
そ の 他	183	
小 計	619	
合 計	3,845	

資料出所：県警少年課

教育相談

県立総合教育センターにおける教育相談

平成14年4月、県立教育センターと県立第二教育センターが統合して、県立総合教育センターとなりました。このことにより、教育相談の機能や取り組みが統合整備され、教育相談センターとして、相談活動がより機能的になり、教育相談の専門性が一層強化されます。

県立総合教育センターでは、幼児、児童・生徒及びその保護者、教員等が抱える教育上の課題や悩みに対応するため、当センター教育相談課をはじめ、教育庁教育相談室、かながわ県民センター及び川崎県民センター、各地区行政センターの県民の声・相談室に教育相談窓口を設けています。(県内10か所)

内容としては、不登校やいじめ、進路、転編入学などの学校生活に関する相談、海外渡航または帰国に際しての相談・情報提供、従来の障害児やLD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)などの特別な支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談、子育てやしつけをめぐる保護者の不安や悩みに関する相談などです。

相談方法には、心理・医療・教育等の専門スタッフによる電話相談・来所相談のほか、留守番電話、FAX、Eメールの相談などがあります。また、学校からの要請による訪問相談(要請巡回相談)、市町村に医師や心理判定員を派遣する就学相談(特別巡回相談)も行っています。

電話による相談では、「教育相談」「障害児教育相談」「いじめ110番」「夜間電話相談」などの相談専用の回線を開設し、平日昼間だけでなく、平日夜間、土・日・祝日の相談にも応じています。また、平成14年度からは、第二・四土曜日の来所相談を行うなど、相談体制の充実を図っています。

県立総合教育センターでは、県教育委員会の相談機関として多様な相談に応じるとともに、心理アセスメントやカウンセリング、医療などの専門的な対応を必要とする相談ケースについて、精神科医・臨床心理学者等の助言や協力を得るなどして、効果的な相談を進めています。

平成13年度の教育相談状況

平成13年度の県立教育センターにおける相談状況は、表 - 1 - 7のとおりです。相談の主な内容は学校や家庭に関することで、今日的な教育課題である不登校やいじめの相談件数については、それぞれ1,967件(19.3%)、773件(7.6%)となっています。

平成13年度の県立第二教育センターにおける相談状況は、表 - 1 - 8のとおりです。相談の主な内容は行動(多動、パニック、孤立、不応等)、学習、進路(就学等)、不登校に関することです。また、LD、AD/HD等にかかわる相談も行っています。

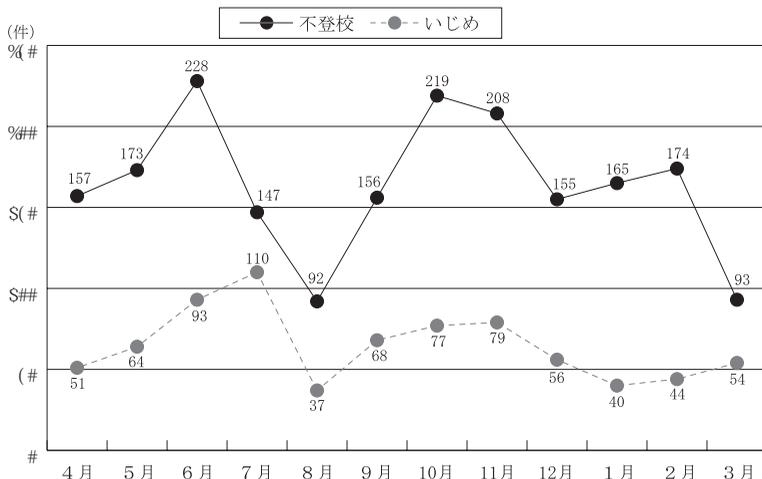
表 - 1 - 7 教育相談の実施状況

(件)

内 容	項 目	実 績 構 成 比	対 象 者 別 内 容					
			幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	教 職 員	そ の 他
学 校 関 係	教 育 行 政	491 (4.8%)	16	83	74	72	40	206
	学 校 運 営	165 (1.6)	6	50	26	30	42	11
	進 路 指 導	1,160 (11.4)	7	23	635	293	4	198
	転 出 入 学	1,612 (15.8)	1	27	137	1,415	1	31
	学 習 指 導	190 (1.9)	1	70	50	52	8	9
	不 登 校	1,967 (19.3)	3	438	428	932	0	166
	交 友・生 活 態 度	724 (7.1)	2	232	88	343	1	58
	そ の 他	773 (7.6)	8	238	185	286	2	54
小 計	7,483 (73.3)	40	1,366	1,693	3,645	77	662	
家 庭 関 係	1,871 (18.3)	113	641	458	486	2	171	
地 域 社 会 関 係	157 (1.5)	6	25	18	9	1	98	
海 外 教 育	206 (2.0)	8	25	93	68	0	12	
合 計	10,208 (100.0)	183	2,140	2,336	4,280	120	1,149	

資料出所：県立教育センター（平成13年度）

図 - 1 - 2 月別不登校、いじめ相談件数



資料出所：県立教育センター（平成13年度）

表 - 1 - 8 障害児教育相談の実施状況

区分	県民相談			学校教育相談					合計
	来所	電話	他紹介	来所	電話	要請巡回	特別巡回	他紹介	
事例数	657	439	182	154	202	119	12	0	1,765
相談件数	3,788	439	182	341	202	583	24	0	5,559

資料出所：県立第二教育センター（平成13年度）

表 - 1 - 9 県民来所の主訴別実施状況

区分	生活	学習	言語	運動	行動	不登校	進路	その他	合計
事例数	76	142	13	0	233	56	76	61	657

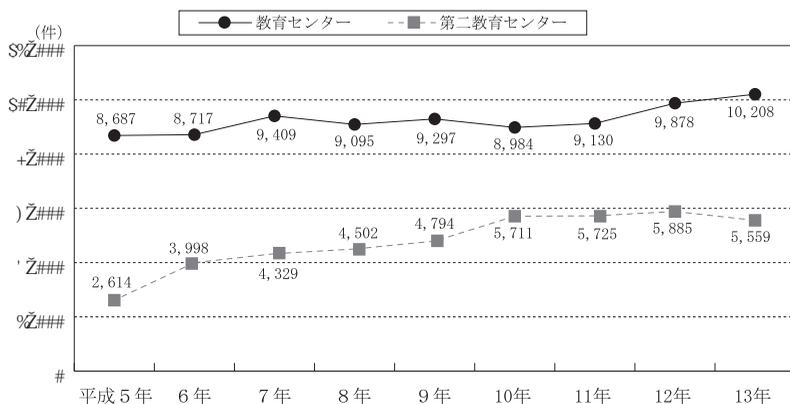
資料出所：県立第二教育センター（平成13年度）

表 - 1 - 10 県民来所の在籍別実施状況

区分	就学前		小学校		中学校		盲ろう養護学校			高校	その他	合計
	在宅	幼保	通常	特学	通常	特学	小	中	高			
事例数	1	36	321	68	106	38	6	13	17	26	25	657

資料出所：県立第二教育センター（平成13年度）

図 - 1 - 3 相談件数の推移



資料出所：県立教育センター、県立第二教育センター（平成13年度）

思春期保健相談

思春期は、人間の一生の間で身体面及び精神面における発達の変化の大きい時期です。この時期における問題及び対応が将来の生活や健康に重大な影響を与えることから、思春期の男女を対象に思春期に特有の医学的問題、性に関する不安や悩み等に対する相談に応ずるとともに集団による指導を行い、思春期にある男女の心身の健全な成長と母性の健康保持増進を図るため、次の事業を実施しています。

個別相談

思春期に特有の医学的問題及び思春期における不安や悩み等について、県保健福祉事務所で、電話及び面接により個別相談を実施しています。

表 - 1 - 11 思春期保健相談事業相談件数

	相談内容総件数	%	身体に関する事	性に関する事	妊娠	結婚	病気	友人のこと	家族のこと	学校のこと	その他
男	151	39.8	67	36	3	0	11	2	0	10	22
女	228	60.2	172	6	6	0	6	3	11	8	16
合計	379		239	42	9	0	17	5	11	18	38
%		100	63.1	11.1	2.4	0	4.5	1.3	2.9	4.7	10.0

資料出所：地域保健課（平成13年度）

集団指導

県保健福祉事務所では、思春期における生理、心理、社会の各方面から健康的で豊かな人間性と社会性をもって性意識、行動を身につけるよう、参加しやすい日時、場所で講習会を開催しています。

表 - 1 - 12 集団指導の実施状況

保健福祉事務所	開催コース数	開催日数	参加者			
			思春期男女	保護者	その他	計
総数	40	43	2,681	747	367	3,795

資料出所：地域保健課（平成13年度）

青少年の精神保健相談

思春期は心身ともに大きな転換期であり、精神疾患が発生しやすい時期とされています。また、近年の社会生活環境の複雑化に伴い、不登校、家庭内暴力、性の悩み、食異常の問題など、新たな青少年の心の問題が増加しています。

精神保健福祉センターでは、精神疾患やノイローゼではないかとの不安、不登校や出社拒否などの社会不適應の問題などについて、電話による相談業務を行っています。そのうち来所相談が必要と判断した場合は、予約制で、福祉職などの専門家による相談や、医師による外来診察を行っています。

平成13年度の電話相談における思春期（10～19歳）の相談は延べ347人（全体の7.7%）で、不登校・ひきこもり及びその他の学校不適應問題が思春期の24.2%を占めています。その他青少年の心の健康については、保健福祉事務所でも早期発見、早期治療を目的に、精神保健福祉相談、訪問指導を実施しています。

表 - 1 - 13 精神保健福祉センター思春期電話相談内容（10～19歳）

相談内容	件数
不登校・ひきこもり	67件
いじめ・非行	15
その他の学校不適應	17
家庭内暴力	18
薬物乱用問題	9
家庭内の問題	21
性についての悩み	11
摂食障害	16
不安	11
病気に関わる悩み	15
病気治療の問題	65
その他	82
計	347

資料出所：精神保健福祉センター（平成13年度）

児童の相談機能の充実

児童福祉

児童福祉法は、児童とその福祉に関する総合的基本法として昭和22年に制定されました。戦前の児童福祉は、その対象を要保護児童など特殊な一部児童に限定していたのに対して、現在の児童福祉法は、人間性や基本的人権の尊重に基づく新しい理念にたつて、すべての児童をその対象として福祉を増進しようとしていることが特質であるといわれます。この法律による「児童」は、18歳未満の者をいい、福祉の内容は大別すると、妊婦と乳幼児の保健、要保護児童の保護、児童の健全育成に分けられます。

保護者（親など）と一緒に、国・県・市町村は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことになっています。

児童相談所

児童福祉行政の中核機関として、児童に関するさまざまな相談に応じられるよう県内10か所に児童相談所が設置されています。

ここでは、分野に応じた専門職員が配置され、相談、調査、診断、判定などを行い、児童や保護者に対して必要な援助や措置（施設への入所等）を行っています。また、県の5か所と横浜市の1か所の児童相談所には、電話により気軽に相談できるよう「こども・家庭110番」（中央）、「こどもテレホン相談室」（横須賀、小田原、相模原、厚木）、「電話児童相談室」（横浜市中央）を設けています。

なお、4か所の児童相談所（中央、厚木、横浜市中央及び川崎市中央）には一時保護所が附設されており、児童の緊急保護、行動観察、短期的な治療指導などを行っています。

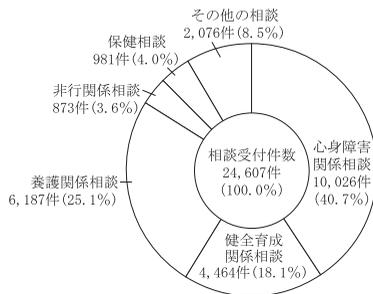
平成13年度の相談受付状況は次のとおりです。

図 - 1 - 4 児童相談所の所在地



資料出所：児童福祉課

図 - 1 - 5 児童相談所の相談受付状況



(注) 横浜市、川崎市を含む。

資料出所：児童福祉課（平成13年度）

各児童相談所では、不登校や情緒障害等の児童を対象に、兄または姉に相当する世代で理解と情熱を有する学生等（メンタルフレンド）を家庭に派遣し、児童とのふれあいを通して児童の健全育成を援助する「ふれあい心の友訪問援助事業」を実施しています。

表 - 1 - 14 メンタルフレンド登録状況

(人)

	学 生	社 会 人	合 計
男 性	12	5	17
女 性	51	18	69
合 計	63	23	86

表 - 1 - 15 平成13年度メンタルフレンド派遣状況

	小学生		中学生		高校生等		合計		計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
児童数	5	19	6	11	3	8	14	38	52
延回数	49	281	119	110	68	60	236	451	687

資料出所：児童福祉課

児童虐待への対応

増え続ける児童虐待に対して、平成12年11月20日に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の定義や児童の福祉に職務上関係する者の責務等が明文化されました。

県では、児童虐待の専門相談機関である児童相談所に「虐待対応協力員」を配置し、また、平成13年からは「子ども家庭サポートチーム」を設置し、閉庁日の緊急相談、緊急保護に対応するほか、弁護士や医師の協力を得て、各児童相談所の虐待事例の解決に向けての助言や保護者へのカウンセリングを始めました。また、横浜市では「よこほま子ども虐待ホットライン」の開設や児童虐待対応チームの配置、川崎市でも「児童虐待緊急対応チーム」を設置するなど、児童相談所の相談体制の強化を図り虐待への迅速かつ適切な対応と予防に努めています。

このほかにも、各市区町村ごとに虐待防止のためのネットワーク会議などが組織され始めています。

家庭児童相談室

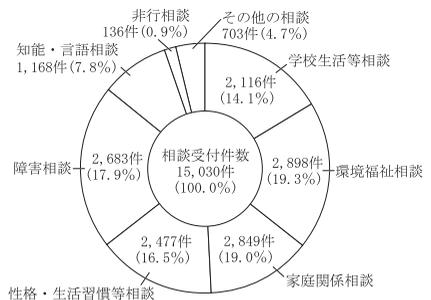
家庭での児童養育問題の相談を受けるため、県内19か所に家庭児童相談室が設置されています。相談室では、専門の家庭相談員などが児童の養育など、比較的軽易な問題の相談に応じ、指導を行っています。

図 - 1 - 6 家庭児童相談室の所在地



資料出所：児童福祉課

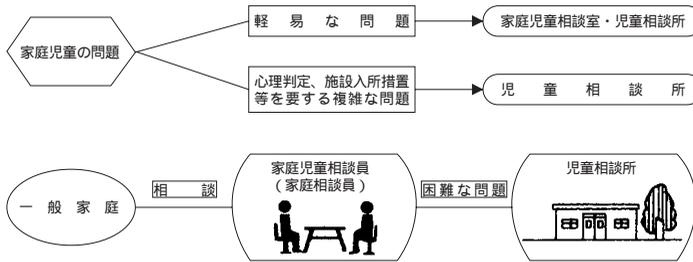
図 - 1 - 7 家庭児童相談件数



(注) 川崎市を含む。

資料出所：児童福祉課（平成13年度）

図 - 1 - 8 家庭児童相談室と児童相談所の関係



資料出所：児童福祉課

子ども人権相談室事業

子どもの人権を守るための子ども人権審査委員会を設置し、子どもの権利擁護にかかわる児童福祉やほかの関係機関等と連携して、審査・助言・指導等を行っています。また、人権侵害等に関する子ども自身からの電話相談（子ども人権ホットライン）や、子どもの人権に関する資料作成、研修等により、普及啓発活動を行っています。さらには、児童福祉施設等における子どもの最善の利益を確保するための指標となる児童処遇基準を作成し、その基準に基づいて各児童福祉施設の処遇評価を行っています。

児童・生徒のこころの健康づくり

最近の社会環境の複雑化等に伴い、こころの悩みや、こころの健康に問題をもつ児童・生徒が多くなっており、これら児童・生徒の状況を適切に把握し、速やかに対応することが重要になっています。

県教育委員会では、こころに問題をもつ児童・生徒への対応の充実を図るため、教職員と保護者を対象とした「こころの健康づくり講演会」と養護教諭が対象の「保健室相談活動研修会」を開催しています。

地域指導者研修

地域青少年指導者セミナー

青少年の自発的活動やその育成組織活動を推進する指導者および地域・家庭・学校の教育機能のバランスを図り、学校と地域の連携や青少年の体験活動をコーディネートする指導者を養成する目的で、平成13年度は2事業を実施し、延べ169人が参加しました。

青少年問題・課題研究セミナー

青少年問題を生み出す社会環境全体を視野に入れ、大学との連携を基に青少年問題に対応できる地域指導者の養成を行いました。平成13年度は、「子ども観の見直しと再構築 - 保護育成を超えて - 」を全体テーマとして、「大人と子ども」の新たな関係のあり方、子どもたちが生きる力をつける社会システムづくり、求められる大人の意識改革をめぐって、青少年の文化、教育、社会関係、社会問題などを検討するセミナーを6回実施し、延べ139人が参加しました。今後も、青少年の人間関係の豊かな環境を作り出す地域指導者の養成を目指します。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の健全化の推進

① みんなで取り組む環境づくりの推進

県の取り組み

青少年保護育成条例の施行

神奈川県青少年保護育成条例は、青少年を明るく正しく守り育てるために、社会環境を健全化し青少年の福祉を阻害する行為を防止することを目的に、昭和30年1月に制定されました。この条例は、青少年を罰するものではなく、青少年をすべての大人が守り育てるため、大人が心がけなければならない最小限のことを定めたものです。

なお、テレホンクラブ等営業の増加に伴う青少年への悪影響が懸念されてきたことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正され、テレホンクラブ等営業について同法で規制することになりました。これにより、平成13年12月、条例から関連条項の削除が行われるとともに、これまで規定されていた有害図書類の区分陳列について、実効性を確保するための条例の一部改正が行われ、その陳列方法の明確化を図りました。

青少年の健やかな成長を援助するため、大人一人ひとりの自覚が求められています。

条例の規定に基づく届出状況

条例改正により、「図書類・がん具類自動販売機」、「テレホンクラブ等営業」、テレホンクラブ等営業を利用するための「利用カード」について届出を義務づけました。

なお、条例に基づく届出状況は表 - 1 - 16のとおりです。

「バタフライナイフ（通称）」の有害がん具類への指定

青少年によるバタフライナイフを使用した凶悪事件が相次いだことから、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、「バタフライナイフ（通称）」を「生命または身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」として、有害がん具類に指定しました（平成10年3月13日神奈川県告示第176号）。これにより、バタフライナイフを少年に売ったり、貸したりする等の行為は禁止されています。

「完全自殺マニュアル」の有害図書類への指定

未成年者の自殺現場で「完全自殺マニュアル（発行所：㈱太田出版）」が発見される事例が相次いだことから、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、同書を「青少年の健全な育成を阻害するおそれがある」として、有害図書類に指定しました（平成11年10月22日神奈川県告示第872号）。これにより、同書を青少年に売ったり、貸したりする等の行為は禁止されています。

広報啓発

七都県市青少年健全育成共同啓発事業

青少年の行動範囲は都県域を越えて広域化しており、また青少年を取り巻く問題も共通化していることから、平成14年度に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県および横浜市、川崎市、千葉市の七都県市は、共同作成した共通ポスター、チラシにより、連携した啓発活動を行うとともに、「今、大人が変わるとき」をテーマに共同シンポジウムを江戸東京博物館ホール（東京都墨田区）で11月に開催しました。

表 - 1 - 16 神奈川県青少年保護育成条例に基づく届出状況

市 町 村		テレホンクラブ等営業			利用カード 販売場所	図書類等自 動販売機等
		入店式	ツーショット式	計		
横 浜 市		11	45	56	838	242
川 崎 市		4	10	14	266	88
横 須 賀 三 浦	横 須 賀 市	3	7	10	65	9
	鎌 倉 市	1	0	1	17	15
	逗 子 市	0	0	0	1	0
	三 浦 市	0	0	0	0	0
	葉 山 町	0	0	0	0	0
県 央	相 模 原 市	1	3	4	156	75
	厚 木 市	1	5	6	55	22
	大 和 市	6	3	9	104	30
	海 老 名 市	2	0	2	41	22
	座 間 市	0	0	0	25	4
	綾 瀬 市	0	0	0	15	20
	愛 川 町	0	0	0	9	7
	清 川 村	0	0	0	0	0
	平 塚 市	0	9	9	99	18
	藤 沢 市	3	5	8	87	23
湘 南	茅 ヶ 崎 市	1	0	1	17	6
	秦 野 市	1	0	1	31	23
	伊 勢 原 市	0	0	0	24	4
	寒 川 町	0	0	0	1	21
	大 磯 町	0	0	0	0	0
	二 宮 町	0	0	0	2	0
	南 足 柄 市	0	0	0	4	8
足 柄 上	中 井 町	0	0	0	0	5
	大 井 町	0	0	0	11	0
	松 田 町	0	0	0	0	2
	山 北 町	0	0	0	0	2
	開 成 町	0	0	0	2	0
西 湘	小 田 原 市	3	6	9	32	25
	箱 根 町	0	0	0	0	0
	真 鶴 町	0	0	0	0	0
	湯 河 原 町	0	0	0	13	0
津 久 井	城 山 町	0	0	0	0	0
	津 久 井 町	0	0	0	0	5
	相 模 湖 町	0	0	0	0	3
	藤 野 町	0	0	0	0	0
合 計		37	93	130	1,915	679

資料出所：青少年課（平成14年3月31日現在）

啓発パネルの貸し出し

青少年保護育成条例の解説、青少年の非行の実態、地域活動の進め方などをわかりやすく表現した青少年の健全育成啓発パネルを、平成13年度は一部新しいものを加え、整備しました。なお、年間を通じ青少年関係機関等にパネルの貸し出しを行っており、地域の健全育成啓発活動に活用されています。

青少年健全育成シンポジウム「出会い系サイトと青少年」の開催

インターネットや携帯電話の爆発的な普及など高度情報化が進むに伴い、「出会い系サイト」が従来のテレホンクラブに代わって増加し、「援助交際」という名の売買春を助長しているばかりか、傷害や殺人事件にまで発展するケースも続発していることから、青少年を取り巻く情報メディアの現状と問題点について考え、その改善に向けて取り組むきっかけとなるようシンポジウムを開催しました。平成13年度は、12月18日に基調講演「『性の商品化』と青少年 - 『援助交際』の背景要因」やパネルディスカッション「出会い系サイトの問題点と対応」の内容で開催されました。

県民運動への支援

社会環境健全化推進街頭キャンペーンの実施

情報化社会の著しい進展、少年による凶悪事件、いじめやいわゆる学級崩壊、薬物の乱用、性非行、依然として減らない飲酒や喫煙など、青少年問題が大変憂慮される状況について、広く県民に周知するとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取り組みについて県民の理解と協力を喚起し、青少年がたくましく“生きぬく力”と他者を思いやる“共感する心”を自らはくぐむための社会環境づくりを行うため、関係機関・団体と県、市町村が一体となって社会環境健全化推進街頭キャンペーンを行いました。平成13年度は、県内8地区でそれぞれ7月と11月の2回実施しました。

かながわ青少年社会環境健全化推進会議

青少年を取り巻く社会環境の健全化活動を推進していくためには、条例等による規則の強化と併せ、県民総ぐるみの運動が車の両輪となって展開されていく必要があることから、平成8年5月29日、行政と民間の関係機関・団体などからなる「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」が発足しました。また、平成13年度からは事務局を(社)青少年協会に移し活動しています。

県民一人ひとりの意識の高まりとともに、こうした全県的な活動が各地域の組織との連絡調整・情報交換等による相互協力のもと展開されていくことが、より大きな成果につながると考えられます。

神奈川県青少年の環境に関する業界協議会

青少年の健全育成を図る趣旨から、青少年を取り巻く社会環境をよりよくするために、昭和61年12月「神奈川県青少年の環境に関する業界協議会」を図書、映画、たばこ、ビデオなど青少年の環境に関する業界団体の参加（現在21団体）でつくりました。

青少年の環境に関する業界協議会は、業界団体自身の自主規制、広報啓発活動をと

おして青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

平成13年度は、社会環境健全化推進街頭キャンペーンの参加や、「業界共通ポスター」を掲出しての青少年健全育成への協力の推進などを行いました。平成14年9月には、「青少年健全育成推進店表示」制度をつくりました。

非行防止・被害少年保護対策

警察では、少年非行の防止や被害少年の保護・支援をするため、次のような活動を進めています。

街頭補導

地域の皆さんや民間ボランティアである少年補導員、少年警察協働員等の協力を得て、不良行為等少年を早期に発見、補導して適切な助言指導を行い、非行防止を図っています。

少年相談

非行問題や犯罪、いじめ、虐待等の被害を受けた少年や保護者、その他関係者等から広く相談を受け、少年の行動の改善、家庭環境の調整等に必要な助言、相談等を行っています。必要に応じ、他の相談機関の紹介もしています。

継続補導

非行少年、不良行為少年に対し、保護者等から依頼があった場合、または少年非行防止上必要があると認められる場合は、一定期間継続して少年自身、家庭、交友関係等の指導、調整を行っています。

継続的支援

被害少年の精神的打撃の軽減と被害経験からの立ち直りを図るために、長期的かつ定期的な支援活動を行っています。

少年の福祉を害する犯罪の取締り

児童を対象に、テレホンクラブや新形態の携帯電話等の出会い系サイトを利用した児童買春、暴力団や悪質風俗業者等による組織的な人身売買や少女売春、児童ポルノの製造・販売、薬物密売など少年の福祉を害し又は少年に有害な影響を与える福祉犯罪の取締りを強化するとともに、被害少年を早期に救出・保護する活動を行っています。

万引き・乗物盗等の防止

少年非行の大半は、万引き・乗物盗等が占めています。こうした非行を誘発させないために、地域の人々の協力で駐輪場の設置や商品の陳列方法の改善、防犯カメラ・防犯ミラーの設置等、非行を抑止する環境や条件の整備をはじめ、少年補導員等の民間ボランティアの皆さんとの連携を図り、万引き・乗物盗等の多発地域における重点的街頭補導活動を実施するとともに、町内会の回覧版、放送等生活に密着した各種広報媒体を活用しての広報、さらに家庭や学校でのしつけ、規範意識の高揚を図るための非行防止大会、非行防止教室等を開催して、地域における非行防止活動を推進しています。

薬物乱用防止

薬物乱用の危険性、有害性を啓発するため、乱用防止ビデオ、リーフレット等を活用するほか、学校等と連携し、薬物乱用防止広報車を派遣したり、薬物乱用防止教室等を積極的に開催しています。

表 - 1 - 17 福祉犯罪検挙状況

(人)

区 分 年 別	総 数	神保 奈護 川育 県成 青条 少年 例	毒取 物締 及法 び(授 劇与 物等)	児 童 福 社 法	職 業 安 定 法	風 営 適 正 化 法	児 童 買 入 春 ・ 児 童 法	刑(婦 女暴 行等 法)	そ(労 働基 準法 等) 他
平成13年	552	167	93	43	0	56	71	63	59
12年	636	128	169	39	2	81	70	86	61
増 減	84	39	76	4	2	25	1	23	2

資料出所：県警少年課

2 成長段階に応じた多様な 体験活動の促進

(3)多様な社会参加活動の促進

①青少年の社会参加活動への支援

青少年団体活動

青少年団体の現状をみると、地域を基盤とした青年集団が急激な都市化の影響を受け衰退し、スポーツや文化活動を小集団で同好の者が行うサークル化が進んでいます。

また、少年団体については、地域を母体とした子ども会、独自の教育訓練を行っているボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、健民少年団などが県内各地域で活動しています。(43～45ページ参照)

優良子ども会表彰

県では、子どもやジュニア・リーダーが主体となって積極的に活動している子ども会の表彰を昭和46年度から行っています。この表彰制度は、子ども会活動が自然や人とのふれあい、文化、スポーツ、遊びなどの豊かな体験を得る場として大きな意義を持つことを踏まえ、子ども会活動の育成、発展を図ることをねらいとするものです。

平成13年度の表彰式は、平成14年3月28日にかながわドームシアターで行われ、44団体が表彰を受けました。また、この表彰式と併せて子ども会活動の発表の場として子ども会大会を開催しています。

なお、県下の子ども会数、会員数等の状況は、41ページの表 - 6 - 1のとおりです。

勤労青少年への支援

「勤労青少年の日」記念事業

勤労青少年福祉法は、ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、毎年7月の第3土曜日を「勤労青少年の日」と定めています。県では、この「勤労青少年の日」記念事業として、平成14年度は、7月16日に「優良勤労青少年等表彰」を県庁本庁舎大会議場で実施しました。

企業内福祉推進者の設置

県では、県と事業主及びその団体等が協力して、勤労者の福祉の増進を図るため、事業主等に対し企業内福祉推進者の選任を勧めています。企業内福祉推進者は、勤労青少年の職場適応を容易にし、職場生活等についての相談・指導助言、余暇活動等の促進のための指導・援助等を行っています。

地区企業内福祉推進者協議会

企業内福祉推進者は、勤労者の福祉の効果的増進を図るために、県内8地区に企業内福祉推進者協議会を設置し、自主的に活動しています。各地区協議会では、勤労青少年を対象とした事業をはじめ、福祉推進者相互の情報交換、自己研さん等を実施しています。県では、これらの事業を積極的に援助しています。

ボランティア活動などへの支援

かながわボランティア活動推進基金 21

地域社会がますます多様化している中で、ボランティア活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした非営利の公益的活動）が果たす役割は、より一層大きくなってきています。こうしたことから、県では、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県と団体等が協力し合い協働して事業を進めていくことや、活動を促進するための支援を目的として、平成13年4月に「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置しました。

この基金では、具体的な事業として、

県とボランティア団体等が協働して行うことで相乗効果が高まると期待できる、地域社会にとって必要な公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担する「協働事業負担金」

ボランティア団体等が行う、地域が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や社会変革を目指してチャレンジする、公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を補助する「ボランティア活動補助金」

ボランティア活動がより一層盛んに行われる社会になることを目指して、他のモデルとなるような活動を行っている団体等を表彰する「ボランティア活動奨励賞」の3つの事業を実施して、ボランティア団体等の活動の推進を図っています。

かながわ県民活動サポートセンター

県民のさまざまなボランティア活動を総合的に支援する拠点施設として、平成8年4月にかながわ県民センターの6～11階にオープンしたもので、ボランティア活動に参加したい人への情報提供と相談の場として、また、すでに活動を始めている人たちの活動の場として、ボランティア同士の交流の場として、次のサービスを提供しています。

<開館日>年中無休（12/29～1/3を除く）

<利用時間>午前9時～午後9時（ただしミーティングルーム、ボランティアサロンは午後10時まで）

ミーティングルーム（6～7階）

ボランティア活動のための専用会議室（16室 / 定員12～42名）です。

ボランティアサロン（9～10階）

打合わせなどに自由に利用できるフリースペース、印刷機・紙折機などを備えたワーキングコーナーやロッカー（350個）、レターケース（432個）等があります。

情報・相談コーナー（11階）

ボランティア活動に関する各種資料の閲覧やパソコンによるボランティア活動情報等の検索、さまざまな相談にお応えするコーナーです。

なお、平成13年度は延べ33万9,980人の利用があり、利用団体数も確認できたものだけで1,818団体にのぼっています。

地域におけるボランティア活動の支援

ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動を行う団体に法人格を付与し、そうした活動を促進する「特定非営利活動促進法」が、平成10年12月1日に施行されました。この制度により県の認証を受けた法人は、平成14年10月現在500を超え、県民のボランティア活動が今まで以上に活発化してきています。

市町村においても、こうした活動を支援するため、活動の拠点としてのサポートセンターの整備や活動支援コーナーなどが11市で設置されているほか、助成金を制度化するなど、多様な取り組みが進んでいます。

県では、かながわボランティア活動推進基金21での実績やかながわ県民活動サポートセンターの運営などの経験を活かしてこうした市町村の取り組みを支援し、県民のボランティア活動の機会充実を図っています。

地球市民かながわプラザ

子どもの豊かな感性をはぐくむとともに、国際理解の推進と国際平和への認識を深めるため、多彩な学習機会の提供や関連する活動を行っているNGOなどの活動への支援を行っています。

展示室等を活用した学習機会の提供

こども文化、国際理解と国際平和の3つの分野で、国連シンポジウム、地球市民フォーラム、地球市民講座、創作表現クラブなどの交流交歓学習事業、展示事業などを実施しています。

情報フォーラム・映像ライブラリー

県民やNGOの国際理解・交流・協力活動を支援するために、関連する図書や資料の閲覧、貸し出しを行うとともに、ビデオによる視聴サービスを提供しています。また、NGOなどの団体がセミナーやミニフォーラムなどのできるフォーラムスペースや国際協力プラザコーナー、NGOに関する特設図書資料コーナーも設置しています。

ラウンジ

来館者の休憩の場としてだけでなく、市民交流の場としてもご利用できます。また、作業コーナー内に簡易印刷機、ロッカー、広報ボードなども備えています。

料理室

世界のさまざまな食文化を体験しながら国際交流できるように、調理台、会食用テーブルなどを用意しています。

生涯学習への支援

生涯学習情報センターの運営

市町村や大学、専修・各種学校、カルチャーセンター等の幅広い関係機関との広域的なネットワークを構築し、県民の生涯学習を支援するための情報・交流拠点として「生涯学習情報センター」(かながわ県民センター5階)を運営しています。

センター機能としては、次の5つがあります。

生涯学習情報の提供

県、市町村のほか、民間の教育機関等が提供する学習講座をはじめとしたさまざまな生涯学習情報を、インターネットを利用した生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を中心に、学習情報誌、パンフレットなども含めて、幅広く収集し、提供しています。生涯学習情報システムは、講座・催し物情報や資格・試験情報を中心に利用され、平成13年度のトップページへのアクセス件数は121,674件でした。情報提供内容は、次のとおりです。

・施設情報

博物館・美術館などの学習・文化施設や、サークル活動・スポーツに利用できる施設の所在地、利用方法などを提供しています。

・講座・催し物情報

さまざまな機関で開催される講座・講演会・催し物の内容や開催時間、会場、申込方法などを提供しています。

・見学情報

文化財やハイキングコース、「かながわの50選・100選シリーズ」の内容や見学方法などを提供しています。

・団体・グループ情報

学習サークルの活動内容や活動日、連絡先などを提供しています。

・指導者・ボランティア情報

講演会の講師や学習グループの指導者、生涯学習ボランティアの連絡先や指導（活動）内容について提供しています。

・資格・試験情報

国家試験や検定試験の種類や取得方法、試験日、問い合わせ先などを提供しています。

・教材・機器情報

家庭教育・人権教育のビデオテープ、学習に利用できる教材や機器の所在や利用方法などを提供しています。

・相談・情報ファイル

学習相談事例や県民のくらしのガイドなどを提供しています。

かながわオープン・カレッジの推進

県内各機関が開設しているさまざまな公開講座を、体系的・総合的にわかりやすく県民に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加を支援する総合的な学習システム「かながわオープン・カレッジ」を推進するとともに、その講座情報案内を中心とした生涯学習情報誌「PLANETかながわ」を発行しています。平成13年度は延べ160機関、4,378講座が開設され、47,437人が受講しました。

学習相談の実施

面談、電話、FAX、電子メールにより、専門の学習相談員が学習相談を行っています。研修

市町村生涯学習関係職員・社会教育主事・社会教育施設職員及び民間団体のリーダー

など生涯学習指導者等の養成・研修を行っています。

展示

生涯学習グループの活動成果等の展示（絵画など）の場として、センター内のロビー・ギャラリーを提供しています。

生涯学習放送事業

県教育委員会では、青少年を含めた県民の多様な学習ニーズに応え、学習の機会を提供するため次の番組を制作し、県域テレビ放送局（TVK）を通じて放映するとともに、各放送番組のビデオを貸し出しました。

神奈川再発見（20分）

郷土かながわへの理解と関心を深めるため、県内各地の自然・歴史・文化などを紹介する番組を毎週日曜日午前10時から放映しました。

すこやかファミリー（15分）

家庭教育についての情報を提供する番組を毎週土曜日午前10時15分（14年度からは毎週日曜日午前10時40分）から放映しました。

コミュニティ・スクール等の開設

県民の多様な学習ニーズに応えるため、県では、県立学校や県機関の教育資源を活用した講座を開催しています。平成13年度のコミュニティ・スクール及び県立機関活用講座等の開設状況は、次のとおりです。

コミュニティ・スクールの開設

県立高等学校等を地域に開かれた学習・文化・スポーツ活動の場とするため、その教育機能を生かしたコミュニティ・スクールを開設しました。歴史、文学、書道、美術、パソコン、郷土研究などの学習文化系講座を90校で90講座、バレーボール、バスケットボールなどのスポーツ教室を7校で7講座開催し、2,285人が受講しました。

県立機関活用講座等の開設

県の有する人材等の資源を活用した学習機会を県民に提供するため、県立図書館、金沢文庫などの社会教育施設において県立機関活用講座を6講座、生涯学習情報センターにおいて県立機関人材活用講座を3講座開設し、「イギリス文学の世界」「御家人・安達泰盛」「魅力ある神奈川の自然と動物」などの講座に547人が受講しました。

県立学校施設の開放

青少年を含めた県民の地域の学習・文化・スポーツ活動等の場として県立高等学校等の図書室、会議室、美術室、音楽室などの学習施設や体育館、テニスコート、グラウンドなどの体育施設を開放しました。平成13年度は、168校で実施し、延べ416,445人の利用がありました。

市町村生涯学習・体育施設への助成

生涯学習施設

青少年の多様な学習ニーズに応えるため、県では、市町村の公民館・図書館・博物館などにおける身近な学習活動のための施設整備に対して、助成を行いました。

<助成の状況>（平成13年度）

- ・公民館 1市1施設
- ・図書館 3市3施設

体育施設

県では、スポーツ振興を図るために市町村が行う体育施設の整備に対し、助成制度を設け援助しています。

平成13年度には、綾瀬市目久尻川サイクリングロード、津久井町鳥屋スポーツ広場の新設など4市町4施設の整備に対して助成を行いました。

障害児の交流活動の充実

民間、行政、学校等で組織される障害児の地域参加を支えるしくみづくり研究委員会において、完全学校週5日制における休日や長期休業日に、障害のある児童生徒が地域の活動に積極的に参加することができるようなしくみについて実践研究をしました。また、社会教育関係者や社会福祉協議会、ボランティアセンターと養護学校等が連携して、実際にホリデースクールやサポートホリデーコンサートなどの活動を行いました。これらの結果、障害のある児童生徒の地域参加活動を促進するためにはボランティアやそのリーダーの養成が不可欠であることから、今後、盲・ろう・養護学校では、地域関係機関と連携しボランティア養成等について積極的に取組めるよう準備を進めています。

地域で子どもを育む事業～かながわ子どもワクワク体験～

平成14年度の完全学校週5日制の実施に伴い、地域で子どもを育てる環境を充実させ、さまざまな子どもたちの体験活動を推進するため、文部科学省では、「体験活動等の体制整備・情報提供」「体験活動の機会と場の拡大」「子どもや親への相談体制の整備等」を3つの柱とした「新子どもプラン」を推進しています。

本県でも、「新子どもプラン」の取り組みと県独自の取り組みを合わせ「地域で子どもを育む事業～かながわ子どもワクワク体験～」の推進を図り、さまざまな体験活動の機会の充実を図っています。

自然とのふれあい活動の促進

ふれあいの村の運営

児童・生徒・青少年等が、自然の中でさまざまな体験や人々との交流を通じて、自立心・思いやり・協調性等をはぐくむふれあい活動のための施設として、「県立足柄ふれあいの村」（南足柄市）を平成2年7月にオープンしました。また、平成5年4月には「県立愛川ふれあいの村」（旧：野外教育センター、愛川町）を、さらに平成7年4月には「県立三浦ふれあいの村」（旧：三浦臨海青少年センター・少年自然の家三浦臨海学園、三浦市）をオープンしました。

これで森型の「足柄ふれあいの村」、山型の「愛川ふれあいの村」及び海型の「三浦ふれあいの村」のそれぞれ趣の異なった「ふれあい活動3拠点体制」が確立し、平成13年度は延べ31万7,000人余が、野外活動や交流の場として利用しました。

児童野外活動センターへの支援

児童野外活動センター（こどもの社）は、(財)神奈川県民間保育園協会が平成元年5月に横浜市青葉区みたけ台に開設した宿泊施設を伴う児童厚生施設です。このセンターは、太陽と緑豊かな自然環境の中で、子どもたちが自然とふれあい、人とのふれあいをとおして創造性、自主性、協調性を培い、心身共に健全にはぐくまれるよう配慮されています。

県は野外保育の拠点施設として、この児童野外活動センターを支援しており、平成13年度は7万442人の利用がありました。

自然とのふれあい研修

県立自然保護センターでは、「自然とのふれあいを進める運動」の一環として、主に子どもたちとその家族が自然の中で1日を楽しく過ごす「自然発見クラブ」を開催しました。平成13年度は5回実施し、208人の参加者がありました。

また、子ども会活動などの一環として自然保護センターに来所する児童・生徒のための「自然とふれあう体験教室」は21団体、680人を対象に実施しました。

森林づくりボランティア活動

県民生活に多大な恵みをもたらしている神奈川の大切な森林を県民が一体となって守り育てていくために、(株)かながわ森林づくり公社の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。

平成13年度は、森林づくりを体験し理解するための植栽、下草刈り、枝打ち、間伐などの作業を134回実施し、青少年や家族連れを含めて延べ6,304人が参加しました。

森の教室

南足柄市にある県立21世紀の森では、自然の中で親と子がふれあいながら森林や林業について学習・体験することを目的に「森の教室」を開催しています。

平成13年度は、親子木工教室9回（貯金箱、本立てなどの製作）、親子自然教室4回（山野草や野生のきのこの観察など）、森林文化教室8回（林業体験、草木染め、つる工芸など）、木工教室2回（丸太のベンチ作り）を実施し、449人が木工の楽しさや自然のすばらしさを体験しました。

このほか、県立21世紀の森では、森林や林業について展示した森林館や木工を楽しむことができる木材工芸センターを開放しています。

子どもエコクラブの推進

「子どもエコクラブ」は、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や、具体的な取り組み、活動を行うため設立するも

のです。このような子どもたちを支援するため、環境省は平成7年度から「こどもエコクラブ事業」を実施しています。

各クラブは、数人から20人程度の小・中学生で構成され、メンバーの興味・関心に基づき自ら活動内容を決めて自主的に活動を行います。

また、自主活動をより楽しく豊かなものにするために、全国事務局（財）日本環境協会）では、全国のクラブの共通の学習活動等を行っています。

県は、会員加入の促進とクラブ活動の全県的な広がりをめざして、クラブの募集・登録受付事務を行う事務局の開設を全市町村に働きかけるとともに、県内こどもエコクラブ交流会を開催しています。

平成13年度は、環境省、神奈川県、小田原市の共催により、「こどもエコクラブ全国フェスティバルinおだわら」を開催しました。フェスティバルには、約34,000人の参加があり、全国の都道府県の「こどもエコクラブ」の代表が一堂に会して、各地で展開されている活動を紹介するとともに交流を深めました。

平成14年3月末現在、県内では178クラブ、2,391人が活動を行っています。

みんなのまちづくり教室

みんなのまちづくり教室は、21世紀を担う子どもたちに公共事業をとおして、まちづくりを理解してもらうために、土木事務所などの職員が講師となって小学校に赴き、道路や河川などの土木事業について、教室で説明を行ったり現場見学会などを実施することにより、体験学習してもらうものです。

平成13年度は、土木事務所等13事務所で全43回、3,480人の児童が参加しました。（みんなのまちづくり教室と同趣旨の事業2回分を含む）

青少年の科学技術活動の促進

かながわサイエンスサマー

近年、若者の間で科学技術への関心が薄れる傾向にあり、将来的な問題として、社会全体の科学技術的素養の低下や科学技術の発展をにやう科学者、技術者不足が憂慮されています。

将来の科学技術人材の育成に向け、特に小・中学生を対象とした科学技術の学習機会の創出を図るため、神奈川県内の科学技術資源を活用して、平成6年度から夏休みの最終週を「かながわサイエンスウィーク」に設定し、県試験研究機関、科学館、博物館、大学などが科学技術に関するさまざまな行事を実施してきましたが、参加機関数、行事数、参加者数は年々増加し、内容も充実してきました。

そこで、科学技術の学習機会の一層の拡大を図るため、平成13年度から「かながわサイエンスサマー」に名称を変更し、実施期間を1週間から夏休み全体（7月20日頃～8月31日）に拡大して実施しています。

平成14年度は、85機関で227行事が行われ、44万7,087人（うち小・中・高校生は、6万1,907人）の参加がありました。

ロボフェスタ神奈川 2001 の成果の継承

世界初の総合的なロボットの祭典である「ロボット創造国際競技大会(愛称「ロボフェスタ」)神奈川2001」は、科学技術の集大成であり、総合的な技術の結晶でもあるロボットを通して、誰もが「人間と科学技術の共生」を体験できる場を提供することにより、県民、特に将来の科学技術を担う青少年の科学技術への理解増進と、人材育成を図ることを主な目的として平成13年に開催されました。このロボフェスタ神奈川2001によって高まった青少年の科学技術への興味・関心や、出展企業・大学・ボランティア等の中で形成されたネットワーク、さらにはロボット関連技術に対する期待などを継承・定着・発展させていくため、平成14年度から新たに、

県内の研究者・技術者等を県内の小中学校に派遣し、体験型授業を実施する「研究者・技術者等学校派遣事業」

市町村と連携した将来の科学技術人材の育成強化

ロボット関連技術のさらなる発展に向けたロボット・フォーラムの開催

京浜臨海部におけるロボット研究開発拠点の形成に向けた調査を実施しています。

②青少年指導者の養成

青少年指導者養成計画

青少年指導者養成は、県と市町村が独自で行ってきたものを、効率化、体系化を図るため、昭和52年度に県及び市町村が連携しあう協議会を設立して実施してきました。現在は、青少年関係団体も加わり、平成10年度に「かながわ新総合計画21」及び「かながわ青少年プラン21」に沿って、青少年指導者養成協議会で策定した「かながわ青少年指導者養成総合計画」に基づいて行われています。この計画では、青少年指導者を、青少年の健やかな成長のため、彼らの自立を支援する人々ととらえ、今までの指導者に加え、より多くの人々の参画を得て指導者の裾野の拡大と掘り起こしを図り、県、市町村と青少年関係団体等との連携・調整、研修機会の提供、指導者活動の支援を柱に取り組みを進めています。

なお、平成13年度は、表 - 2 - 1 の事業を行いました。

連携・調整

青少年指導者養成協議会

県・市町村・青少年関係団体等で構成する青少年指導者養成協議会を設置し、養成計画の円滑な推進のために指導者養成の方策等の検討を行っています。総会、常任委員会、専門部会、その他各種連携会議を開催しました。専門部会では、平成13年度は、「地域活動ハンドブック」作成の検討を行い、平成14年3月に完成、発刊しました。

情報提供・広報啓発

「情報交差点 ゆうゆう」の発行

多様化する青少年問題に関連して、その時々に応じた企画構成を図り、地域で活動する青少年指導者・育成者に役立つ総合的な情報誌として発行しています。

・発行：年4回（各回1万5千部）

・特集テーマ

13「青少年と科学」（平成13年6月発行）

14「青少年と世代間交流」（平成13年9月発行）

15「食と人格形成」（平成13年12月発行）

16「青少年の成長と社会参加活動」（平成14年3月発行）

県青少年指導者養成研修

青少年リーダーの養成

青少年リーダー派遣事業

青少年活動や地域活動を活発にするために青少年リーダー、青年リーダーを県外に派遣し、体験活動や交流活動などによる研修を行いました。青少年総合研修センターが、青少年リーダー県外派遣セミナーとして、平成13年7月31日から8月3日の日程で岐阜県高山市に高校生27人と青年リーダー等10人を派遣しました。

青少年ボランティアリーダー養成事業

社会貢献につながるボランティア活動を通して、共感する心の伸長を図り、あわせて、青少年を取り巻く課題についての理解に努め、地域等で主体的に行動できる青少年リー

ダーの養成を図りました。平成13年度は、青少年総合研修センターと清川青少年の家で2事業を実施し、41人が参加しました。

多様な活動に対応する指導者の養成

成人指導者（育成者）研修

時代の変化とともに多様化する青少年の興味、生活様式、行動様式に対応し、このような青少年を的確に捉えた活動を推進できる指導者の養成を目的に研修を実施しています。平成13年度は、青少年の心の問題を理解し、人間関係能力を高める活動を考える研修や、青少年対象の自然体験活動を中心としたイベント企画・運営のための実務研修などを、青少年総合研修センターと清川青少年の家で9事業実施し、延べ823人が参加しました。

指導者体験研修

指導者養成研修の修了者を対象に、青少年対象の自然体験活動のイベントを企画・運営・実施することにより、青少年指導者として経験を積み、資質向上を目指す研修を実施しています。平成13年度は清川青少年の家で2事業を実施し、64人が参加しました。

表 - 2 - 1 平成13年度青少年指導者養成研修事業実施状況

区分	実施主体・事業数・人数 研修名	県		市町村		青少年関連団体等		計	
		事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数
研 り 少 年 の 指 導 者 に 対 し た 研 修	小学生リーダー研修	0	0	27	2,985	1	70	28	3,055
	中・高校生リーダー研修	0	0	28	1,631	1	15	29	1,646
	青年リーダー研修	0	0	2	47	0	0	2	47
	青少年活動リーダー派遣研修	1	37	5	122	5	30	11	189
	青少年ボランティアリーダー養成研修	2	41	1	53	5	121	8	215
	小計	3	78	63	4,838	12	236	78	5,152
指 導 者 の 活 動 に 対 し た 研 修	成人指導者（育成者）研修	0	0	21	1,913	4	1,716	25	3,629
	委嘱指導者研修	0	0	45	5,315	0	0	45	5,315
	地域活動推進指導者研修	14	529	7	572	0	0	21	1,101
	青少年団体指導者研修	0	0	12	1,171	1	76	13	1,247
	指導体験研修	1	21	8	1,004	1	19	10	1,044
	その他の研修	4	128	1	35	2	204	7	367
	小計	19	678	94	10,010	8	2,015	121	12,703
	合計	22	756	157	14,848	20	2,251	199	17,855

資料出所：青少年総合研修センター

県青少年指導者育成支援

青少年問題フォーラムの開催

「子どもと地域を考える」を全体のテーマとし、相模原市、小田原市、横浜市内で3回の青少年フォーラムを開催し、延べ266人が参加しました。

青少年による現代的課題シンポジウム

青少年リーダーの研修の成果として、高校生から社会人まで異なる年齢の青少年10人が企画実行委員会を組織し、「若者にとって大人になるとはどういうことか」をテーマとしたシンポジウムを平成14年2月に開催し、66人が参加しました。

生涯学習支援者の養成

生涯学習支援者は、地域社会の人々の学習ニーズに応じて、学習機会や場を提供するとともに、学習活動の支援を行います。社会教育主事、社会教育指導員などの社会教育行政職員、また公民館主事、学芸員、司書などの社会教育施設職員など、社会教育・生涯学習に関する専門的職員がこれにあたります。県では、生涯学習支援者の力量を高めるため、対象別や課題別の研修を行っています。

PTA指導者研修会

PTA指導者を対象に家庭教育のあり方やいじめ問題、薬物乱用、性非行問題などの解決のための方策を協議する研修会を行いました。

この研修会は県内に7つある教育事務所、県立高等学校PTA連合会とタイアップして実施しました。(21日間1,902人参加)

教職員のための生涯学習セミナー

県内公立小・中・高・養護学校等の教職員が参加して、「これからの新しい学校をつくろう」をテーマに、生涯学習に関しての基礎的・基本的事項及びこれからの生涯学習における学校の役割について、研究・討議しました。(2日間37人参加)

学校と地域との連携を考えるセミナー

県内公立小・中・高・養護学校等の教職員、県・市町村の生涯学習・社会教育行政職員、社会教育主事有資格者が参加して、「学校と地域がつくる学びの世界」をテーマに、学社連携・融合の理論、生涯学習の観点に立った学校のあり方、学校・地域の教育資源の活用などについて、研究・協議しました。(3日間103人参加)

社会教育主事セミナー

県・市町村の社会教育主事、社会教育主事有資格者が参加して、「IT社会と社会教育」をテーマに、生涯学習・社会教育の推進に必要な知識や技術について、研究・協議しました。(4日間52人参加)

公民館主事セミナー

公民館主事・公民館職員を対象に、「生涯学習拠点としての公民館の機能と職員のあり方」をテーマに、地域の社会教育の中心となる公民館の職員等に求められる知識や技術について研修しました。(4日間67人参加)

青少年センター

県立青少年センターは、青少年の健全育成と県民の教養の向上に資するための総合施設として、文化、科学及び芸術の3つの分野を軸に事業を行っています。

また、当センター本館は、施設の老朽化及び耐震補強のため、改修工事を平成15年度より予定しています。

文化活動

文化の分野では、青少年の文化活動の促進を図るため、子ども文化の発掘・発表、指導者の養成、講習会、つどいなどを実施しています。

表 - 2 - 2 主な文化事業実施状況

事業名	回数	事業名	回数
青少年センター体験活動事業（平日）	104	神奈川子ども人形劇脚本コンクール	1
子ども図書室の運営	年間	美術工芸音楽講習会	25
児童文化だよりの発行	2	青少年関係グループ等の活動支援	年間
かながわ子ども民俗芸能フェスティバル（れとろびーと）	1	美術音楽工作室公開事業	年間
楽しい子どものつどい（工作・おはなし会）	15	ミニシアター	57
高校生の児童文化活動発表会（夏の人形劇場）	1	ギャラリー展示	4
神奈川県児童劇グループ交流会（かながわ人形劇フェスティバル）	1	子どもフェスティバル（子どもの日大会）	1
人形劇講習会	1		

資料出所：青少年センター（平成13年度）

科学活動

科学の分野では、青少年の科学に対する興味と知識・理解を深めるため、各種理科実験、科学施設の公開、科学作文コンクール等を実施しています。

表 - 2 - 3 主な科学事業実施状況

事業名	回数	事業名	回数
センター体験活動事業（平日）	385	天文室公開事業	393
センター体験活動事業（休日）	183	科学展示室公開事業	年間
科学実験公開事業	336	第35回県青少年科学作文コンクール	1
科学相談事業	165	特別展	2
プラネタリウム投影事業	854		

資料出所：青少年センター（平成13年度）

芸術活動

芸術の分野では、青少年の舞台芸術活動と県民の芸術文化の振興を図るため、すぐれた舞台芸術の鑑賞、演劇・ダンスの講習会、発表会等を実施しています。

また、青少年・県民の文化活動に対して「ホール」の施設・設備の提供、県域的な芸術文化活動の相互交流を深めるための音楽演奏会、演劇・ダンスコンクールなどの共催事業も実施しています。

表 - 2 - 4 主な芸術事業実施状況

事業名	回数	事業名	回数
舞台芸術等鑑賞会	7	中・高校演劇講習会	2
小・中・高校演劇発表会	3	舞台技術講習会	1
ダンス発表会	1	ダンス講習会・鑑賞会	1

資料出所：青少年センター（平成13年度）

清川青少年の家

県立清川青少年の家は、野外活動・自然体験活動・スポーツ活動・文化的活動等を行っている青少年団体がその目的に応じて利用できる宿泊施設です。また青少年の「野外教育」「環境教育」「自然体験活動」等に携わる指導者の養成事業を展開しており、さらにそれらの指導者が自立し、地域の核となって活動できるように支援しています。

野外教育

青少年に生きぬく力を身につけさせるために野外活動は有効な手段となります。グループの信頼関係を築き、協調性を身につけることが期待されます。

（平成13年度事業テーマ：プロジェクト・アドベンチャー、カヌー、水辺のレスキュー等）

環境教育

地球上で生活する上で、環境問題を意識しないで生活することはできません。自然環境の中で生命の大切さや自然の仕組みを学び、どのように生活すればよいか一人ひとりが考え行動できるようにします。

（平成13年度事業テーマ：プロジェクト・ワイルド、里山の手入れ等）

自然体験

身近な自然と接する機会が少なくなってきた子どもたちが、自然との接し方を学び、自然から多くのものを発見することで生きぬく力を身につけます。

（平成13年度事業テーマ：バードウォッチング、自然観察、アウトドアクッキング等）

藤野芸術の家

県立藤野芸術の家は、青少年をはじめ広く県民全般が利用でき、学校・企業などの大きな団体から家族・個人まで、利用者の多様なニーズにも幅広く応えられる宿泊型芸術活動施設であり、「ふれあい」「体験」「創造」を基本テーマとして各種事業を行っています。

体験事業

より多くの人々が気軽に施設に立ち寄り、楽しく芸術体験ができる常設事業です。

(平成13年度実施状況：陶芸体験、木工体験、ガラス工芸体験、音楽体験等)

学習事業

音楽、美術・工芸、アウトドアなどの教室を宿泊や日帰りで開催し、それらの技術や知識の向上を図る事業です。

(平成13年度実施状況：初心者彫刻教室、中級者陶芸教室、初心者向け朗読実践講座、アートテクニカルスクール等)

創造事業

より専門的な芸術活動、創造活動のための講習会や、優れた芸術家の作品を鑑賞する事業です。

(平成13年度実施状況：現代音楽「砂漠の音楽」の公演等)

表 - 2 - 5 藤野芸術の家利用状況

(人)

区 分	平成13年度利用者	平成12年度利用者
宿 泊 施 設	12,771	13,272
テ ン ト サ イ ト	1,371	1,282
ホ ー ル ・ 音 楽 ス タ ジ オ 等	29,424	32,122
体 験 工 房	51,356	48,565
野 外 活 動 施 設	2,475	1,057
計	97,397	96,298

④青少年育成県民運動への支援

青少年育成県民運動への支援

昭和45年7月に発足した社団法人神奈川県青少年協会は、県内各地域、団体、企業等で取り組まれている青少年育成活動を、県民運動として推進する母体として、さまざまな活動を展開しています。

平成13年度は「かながわ青少年プラン21」や「神奈川県青少年協会事業基本方針」に基づき、青少年の主体的な活動の推進や、民間のエネルギーを掘り起こした活動の活性化をめざした運動をすすめてきました。その展開に当たっては、

青少年育成県民運動のネットワークの強化

青少年育成県民運動の普及促進

青少年社会参加活動の推進

を基本として、さまざまな事業を実施しました。

以下は、青少年育成県民運動推進のための、社団法人神奈川県青少年協会における平成13年度の事業です。

青少年育成県民運動ネットワークの推進

ネットワークづくりの推進

青少年を取り巻く学校や青少年団体、青少年指導者・育成者等が相互に連携協調して、青少年育成を推進するために、青少年育成県民運動ネットワークづくりを進めました。

また、青少年育成県民運動の効果的推進のため、青少年関係団体・機関、市民活動団体や企業等の青少年を取り巻く幅広い関係者の相互協力と連帯を深めました。

青少年育成県民運動の地域化推進

青少年育成県民運動の地域化、日常化、継続化を推進するため、市町村域等で取り組まれている活動の掘り起こしを行うなど、活動の活性化に向けた支援を進めています。

かながわ青少年社会環境健全化推進会議の運営

かながわ青少年社会環境健全化推進会議事務局の運営及びキャンペーン事業を実施しました。

青少年育成県民運動の普及啓発

KYA事務局通信

青少年協会や地域団体等が行っている活動内容等の情報提供のため、青少年協会の会員及び県民向けに「KYA事務局通信」を発行しました。（年9回、各2,000部）

なお、新年号では、各界から青少年県民運動への協賛メッセージを募り、新春メッセージ集として発行しました。（協賛メッセージ：個人181件、団体56件）

ガキ大将、ドットと来い!!

青少年育成運動の中心となって活動する人材として委嘱した青少年活動推進員132名による社会への提案を冊子にまとめ発行しました。（1,000部）

インターネットによる情報提供

青少年協会と藤野芸術の家の事業を紹介するホームページを開設し、月平均600件以上のアクセスがありました。

社会の動向に応じた取り組み

青少年に係る事件等について緊急に対応するため、シンポジウムを開催しました。専門家を講師に迎え、具体的な事例をあげながら会場の参加者と一緒に考えました。

開かれた学校って？ - 大阪教育大学附属池田小学校の殺傷事件から考える -

期 日 平成13年7月10日

場 所 横浜市市民活動支援センター

参加者 約60人

学校週5日制と総合学習 - 子どもたちはどこへ -

期 日 平成14年1月19日

場 所 横浜市青少年育成センター

参加者 約100人

新世紀の子どもの健全育成シンポジウム - こどものいいぶん・おとなのいいぶん -
(2001年「希望の年」記念事業)

喫煙、あいさつ、友達関係、親子関係、キレやすい原因、携帯電話等を巡る問題について、子どもと大人の双方が本音の意見を出し合い、今、大人は何をすることができるのかについて考える集いを、学生ボランティアや青少年活動推進員と協力して開催しました。

期 日 平成13年11月3日

場 所 かながわ県民センター

参加者 約90人

社会参加体験活動への支援

現代の青少年に不足している各種の体験（職業体験、野外活動体験、ボランティア活動体験等）の機会を提供することにより、青少年がたくましく“生きぬく力”と“共感する心”を自らはぐくむための一助としました。

中学・高校生のボランティア活動体験講座

中学・高校生が自主的にボランティア活動を行うことができるよう、青少年活動推進員、市、社会福祉協議会等の関係機関と協力して、機会を提供しました。

・説明会：平成13年7月20日 厚木市ヤングコミュニティーセンター

平成13年7月25日 大和市生涯学習センター

・活動体験期間：平成13年8月（2日間から5日間）参加者約100人

・発表会：平成13年8月26日 厚木市勤労福祉センター

平成13年8月31日 大和市保健福祉センター

・機会提供団体：県動物愛護協会、厚木ユネスコ協会、さくらんぼの会、すみれの会、地球チャイルド、共同保育所ほのぼの園、つちのこ保育園、岡田保育園、森の里児童クラブ、工房おのぼし、小鮎ボランティアの会、荻野自然観察会、緑野保育園、若草保育園、若葉保育園、深見台保育園、草柳保育園、福田保育園、渋谷保育園、第一松風園、県立自然保護センター、県立厚木病院

親子の体験活動の促進

年間を通じて親子と一緒に活動し地域との交流を体験できるプログラムを市町村等の協力を得て、青少年ネットワーク（ユースネット）事業の一環として取り組みました。

期 間 平成13年4月から平成14年3月

内 容 ファームステイ、ホームステイ、林業体験、キャンプ体験、自然保護体験

場 所 横須賀三浦地区、湘南地区、県央地区、足柄上地区、津久井地区

参加者 親子約400人

ボランティア事故共済事業

ボランティア事故共済制度は、ボランティア活動中に生じた不慮の事故に対し補償救済を行うため、昭和54年度に発足しました。

実施主体の社団法人神奈川県青少年協会では、傷害給付金等の支払いを行うとともに、各種会議等を通じボランティア活動の推進と安全対策について広報しています。

< 加入対象、掛金、補償期間 >

対 象：県民または県内の施設等を対象としてボランティア活動をする者

掛 金：一人当たり年間600円（掛け捨て）

補償期間：加入日（加入随時）の翌日から加入年度の3月31日まで

< 加入・給付状況 >

平成13年度（平成14年3月31日現在）の加入者数は、8万4,877人（前年度8万3,375人）で、給付金支払状況は213件（前年度197件）23,686,872円（前年度18,669,173円）でした。

なお、加入者の活動別内訳は次のとおりです。

表 - 2 - 6 ボランティア事故共済加入者の活動別内訳

区 分	平成13年度加入者数	平成12年度加入者数
青 少 年 関 係	26,775人	29,565人
福 祉 関 係	31,545	25,381
交 通 安 全 関 係	4,451	3,678
防 犯 関 係	576	1,990
地 域 活 動 関 係	21,530	22,761
計	84,877	83,375

資料出所：社団法人神奈川県青少年協会

「ふれあい教育」運動の推進

「ふれあい教育」運動の歩み

昭和50年代半ば、校内暴力、家庭内暴力などの教育問題の解決が急務となる中、昭和56年の知事の呼びかけにより、県内各地で県民総ぐるみの「騒然たる教育論議」が展開され、これを契機として、昭和57年に「神奈川の教育を推進する県民会議」が発足しました。以後、「神奈川の教育を推進する県民会議」では、子どもたちに自然や人とのふれあいをとおして「他人を思いやる」「生命を大切にする」などの豊かな心をはぐくむため、家庭・学校・地域の連携により、県内各地で活発な論議などを行い、「ふれあい教育」運動を推進しています。

また、「ふれあい教育」運動を一層推進していくためには、子どもたちが自立心や忍耐力、協調性などをはぐくめるようなさまざまな活動を展開することが必要であり、これらの活動の中核となる団体として、平成2年に「財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会」が設立されました。協会では足柄、愛川、三浦の各県立ふれあいの村で、立地環境を生かしたさまざまな体験活動を行っています。

県教育委員会では、こうした団体への支援を通して「ふれあい教育」の日常的な展開を図るとともに、「ふれあい教育」の理念をすべての教育活動の根幹に据え、子どもたちが個性豊かに、お互いを認め合いながら共に生き、共に育つよう、「個性、共生、共育」を目標に教育を推進しています。

神奈川の教育を推進する県民会議の事業

「いじめ」「薬物乱用」「不登校」などの教育課題が大きな社会問題となるなか、「神奈川の教育を推進する県民会議」でも、これらの問題を重要な課題ととらえ、学校・家庭の各専門部会での論議など、明るい教育環境の創造を目指し、さまざまな取り組みが行われました。

さらに、こうした問題の解決には、子どもたちが自らの問題として受け止め、考え、主体的に行動していくことが何よりも重要であるという考えにより、子どもたちによる教育論議として、平成13年度は13地域において「ミニ子ども会議」を開催するとともに、子どもたちの声を仲間に発信し、交流する場として「神奈川ふれあい子ども新聞（FRIENDS通信）」を発行しました。

教育論議の推進

- ・神奈川の教育を考える県民のつどいの開催
- ・神奈川ふれあい子どもサミットの開催

広報活動の充実

- ・ふれあいメッセージ募集事業
- ・神奈川ふれあい子ども新聞の発行

財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会の事業

平成13年度は、学校・家庭及び地域社会における自然・人とのふれあいを通じた青少年の主体的な活動を促進し、ふれあい教育運動の一層の推進を図るため、次のような事業を展開しました。

体験活動を通じたふれあい教育の実践

- ・子どもふれあい体験活動
- ・中高校生ふれあい体験活動
- ・親と子のふれあい体験活動
- ・ワンデイ体験活動
- ・ふれあいクラブ体験活動

調査研究並びに情報の収集及び提供

- ・不登校児童・生徒を対象とした野外活動実践研究
- ・障害のある子どもたち及びその保護者を対象とした野外活動実践研究
- ・ふれあい活動にかかわる情報の収集及び提供

ふれあい教育に関する指導者の養成

- ・指導者研修、公開講座の開催

県立ふれあいの村の管理運営の受託

- ・足柄ふれあいの村、愛川ふれあいの村、三浦ふれあいの村

人権・同和教育の推進

私たちの身のまわりには、わが国固有の同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、患者、外国籍県民などにかかわるさまざまな人権問題があります。これらを解決していくために教育・啓発の果たす役割は極めて大きいと考え、人権・同和教育を全県にわたって推進し、人権が真に尊重される明るい社会づくりに取り組んでいます。

平成13年度には、「人権・同和教育指導者養成講座」をはじめとする指導者養成、教職員や社会教育関係団体（PTAなど）を対象とした各種講座・研修会の開催、学校等における人権・同和教育資料の整備などを行っています。

国際理解・国際交流活動の促進

国際体験活動、海外留学・研修の支援

県では、これからの国際化時代を生きぬく青年が、海外での多様な経験を通じて、自らの可能性に挑戦し自分の夢を実現していくことは、青年にとってはもちろん、社会の活力という点からも必要なことだと考え、平成9年度から、青年が行う中期の国際体験活動や長期の留学・研修等を支援する事業を行っています。

神奈川県青年国際体験活動支援事業（2001年「希望の年」記念事業）

神奈川の、「地域社会が直面している」又は「青少年を取り巻く」諸課題について、青年が行う中期の国際体験活動を支援することで、実体験に支えられた地域や団体の活動を展開できる神奈川の若者を育成します。

- ・支援対象期間 1か月以上6か月以下で、応募者が設定（コースにより異なる。）
- ・支援内容 必要な経費の1/2以内（上限50万円）を助成
- ・平成13年度支援人数 8人

神奈川県青年海外留学・研修支援事業

神奈川の、「地域社会が直面している」又は「青少年を取り巻く」諸課題の取り組みを実践している青年が、その課題解決のために行う長期の海外留学や研修等を支援することで、将来の神奈川を担う人材を育成します。

- ・支援対象期間 1年以上2年以下で、応募者が設定
- ・支援内容 必要な経費の1/2以内（上限100万円/1年）を助成
- ・平成13年度支援人数 1人

青少年国際体験活動発表会（2001年「希望の年」記念事業）

平成13年10月14日、地球市民かながわプラザにおいて、「青年国際体験活動支援事業」、「青年海外留学・研修支援事業」による支援を受けて海外で体験活動等を行った青年と、「青少年海外派遣事業」の参加団員が、その活動内容や帰国後の地域活動の抱負、実践例等を地域に発信し、県内青少年への意識啓発を図るため、青少年国際体験活動発表会を開催しました。

神奈川県青少年海外派遣事業

県では、(社)神奈川県青少年協会に委託して、青少年及び青少年リーダーを海外に派遣し、ボランティア活動体験や現地青少年との交流活動を行うことで、国際化社会にふさわしい青少年指導者等の養成を図っています。

平成13年度はタイ王国に8月16日から23日までの8日間、15人を派遣しました。

内閣府青年海外派遣事業

内閣府では、日本と世界各国の青年の交流をとおして、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供することにより、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の養成を図っています。

内閣府で行っている青年海外派遣は、次のとおりです。

航空機による青年の海外派遣

皇太子殿下（今上天皇）御成婚を記念し、昭和34年から実施している事業で、約3週間にわたり各国に青年を派遣しています。また、日中平和友好条約の締結を記念し、昭和54年度から中国へ、昭和59年の日本・韓国共同声明及び昭和60年の日韓国交正常化20周年を踏まえ、昭和62年度から韓国へ、ともに約3週間青年を派遣しています。平成13年度は、本県からミャンマー、スウェーデン、メキシコ、ジンバブエ、ジョルダン、中国、韓国の7か国へ9人を派遣しました。

世界青年の船

明治百年事業の一つとして、昭和42年度から実施してきた「青年の船」事業を改組して、昭和63年から開始した事業で、世界各国の青年が世界青年の船に乗船し、約50日間にわたり世界的視野に立った共通課題の研究や討論、交流活動などを行いながら「北・中・南米・大洋州地域」及び「南西アジア・中近東・アフリカ・ヨーロッパ地域」の各国を隔年で訪問する事業です。平成13年度は、本県から大洋州方面へ5人を派遣しました。しかし、米国における同時多発テロの影響による、インド洋周辺諸国の情勢悪化に伴い、訪問国については、太平洋周辺国となりました。

東南アジア青年の船

アセアン各国と日本との間の共同声明に基づいて、昭和49年度から開始した事業で、日本、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボディア各国同数の青年が、約50日間にわたり船内で交流、交歓活動を行いながらアセアン諸国を訪問する事業です。平成13年度は、本県から5人を派遣しましたが、寄港地のブルネイにおいて交通事故に見舞われたため、その後の訪問国活動を終了し、大幅に日程を変更して終了しました。

外国青少年受入事業

県では、各国の青少年に神奈川県の実情を知ってもらうとともに、神奈川県との相互の友好と信頼が深まることを願って外国青少年の受入事業を行っています。

主な受入事業としては、内閣府が主催する世界青年の船等の青年国際交流事業に参加する外国青年の受入れや、国際協力事業団が主催する青年招へい事業でアセアン各国をはじめアジア、太平洋、アフリカ諸国から招へいされた青年の受入れなどがあります。

平成13年度は15か国47人が来県しました。

高校生の国際交流

神奈川県との友好州である米国メリーランド州や、オーストラリア、カナダなどの高等学校と姉妹校提携をしている県立高等学校が、Eメールを利用して普段から情報交換をしたり、お互いに訪問をするなど海外の高等学校との交流を深めています。

カナガワビエンナーレ国際児童画展

県では、昭和54年から隔年で「カナガワビエンナーレ国際児童画展」を実施しています（第1回展は昭和56年3月開催）。第11回展では、県内及び世界116の国や地域から約4万2千点の児童画が寄せられ、表彰式、展覧会、県内市町村巡回展を開催しました。

子どもたちの作品は、平和への願い、将来への希望、自分の周囲への好奇心であふれ、私たちに深い感銘を与えてくれるものばかりです。

また、第12回展の開催に向け準備も行っています。

表 - 2 - 7 カナガワビエンナーレ国際児童画展応募・入賞状況

区 分		第 6 回 (平成元年～2年度)	第 7 回 (平成3年～4年度)	第 8 回 (平成5年～6年度)	第 9 回 (平成7年～8年度)	第 10 回 (平成9年～10年度)	第 11 回 (平成11年～13年度)
外 国	参加国数	91か国3地域	112か国3地域	118か国4地域	130か国7地域	129か国5地域	114か国2地域
	応募点数	31,529点	41,467点	34,057点	45,403点	39,590点	37,726点
	入賞点数	656点	640点	661点	576点	456点	372点
県 内	応募点数	14,232点	11,445点	11,338点	11,278点	6,812点	4,695点
	入賞点数	587点	594点	594点	576点	151点	126点
合 計	応募点数	45,761点	52,912点	45,395点	56,681点	46,402点	42,421点
	入賞点数	1,243点	1,234点	1,255点	1,152点	607点	498点

資料出所：地球市民かながわプラザ

国際教育の推進

「国際協力」・「地域市民社会」の理念の基に、海外の学校との多様な交流を通じ、相互の結びつきを深め、ますます国際化する社会の変化にも対応できる児童・生徒を育成し、平和な世界の創造に貢献できるように国際教育を推進しています。

外国人による語学指導

昭和56年度から実施している「英語教育推進事業」は、「国際化時代に対処するため、学校教育において生きた使える英語の習得を」という社会の要請に応え、英語指導助手を県内の公立高等学校等に派遣し、英語教育の一層の充実・向上を図ろうとするものです。

平成元年度からは、英語のほかにフランス語、ドイツ語も含めて「生きた外国語教育推進事業」とし、平成5年度からは「在留外国人指導助手雇用事業」を併せて「外国人による語学指導推進事業」と事業名を変更して実施しています。

この事業は、生徒の英語及び英語文化に対する興味・関心を高めるとともに、外国語指導助手との人間的なふれあいによる民際外交の展開の一環にもなり、平成6年度から、県立高等学校166校（全日制のすべて）に外国語指導助手が派遣されています。

外国人留学生の受け入れ

県立高等学校における外国人留学生の数は、本県で毎年実施している「外国人留学生受入状況について」の調査によると、平成14年度（5月1日現在）は45人でした。留学期間については、10～12か月が最も多く、国籍別ではアメリカ合衆国、オーストラリアからの生徒が多くなっています。

表 - 2 - 8 県立高校における外国人留学生の受入状況

1 受入状況

区分 \ 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
学校数	27校	28校	23校	27校
人数	35人	30人	33人	45人

2 留学生の国籍

区分 \ 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
オーストラリア	9人	7人	9人	6人
アメリカ	8	6	7	11
ニュージーランド	2	1	2	1
ドイツ	3	4	3	7
その他	13	12	12	20

3 留学期間

区分 \ 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
2年以上	1人	1人	1人	0人
1年	11	6	5	5
6～11か月	20	20	22	36
1～5か月	3	3	5	4

(注) 各年度5月1日現在

資料出所：高校教育課

3 学校依存体質からの脱却を目指して

(5)家庭・地域から学校への参加を促進
①家庭や地域と学校との連携

家庭・地域・学校の連携

地域との協働による学校づくり

完全学校週5日制や新学習指導要領の実施に伴い、学校・家庭・地域が一体となって、学校内外での教育を充実させていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、学校と家庭・地域が一体となって子どもたちの教育を行っていくためのしくみづくりを目指して、平成11年～13年度の3年間「地域との協働による学校づくり推進事業」に取り組みました。平成14年度からは、各学校や地域で協働の取り組みが円滑に進むよう、先進情報の提供や学校と地域とのつなぎ手となる人材を養成するための研修を強化しています。

家庭・地域教育活性化促進事業

子どもたちを取り巻く教育諸問題の総合的・根本的な解決や、完全学校週5日制へのスムーズな移行へ向けて、家庭・地域社会の教育力の充実を図るために、県教育委員会では、平成9年度より神奈川県家庭・地域教育活性化促進事業に取り組みしており、家庭・地域社会・学校による協議組織をつくり、連携を強化しています。

また、この組織は、文部科学省の「新子どもプラン」を含めた「地域で子どもを育む事業」の推進役としての役割も担っています。(108ページ参照)

県家庭・地域教育推進会議の開催(2回)

家庭・地域社会の教育力の向上及び学校と地域の協働を推進するとともに、教育諸課題にかかる研究・協議を行います。

ふれあい教育の推進

公立小・中学校の取り組み

児童・生徒を見つめ、一人ひとりのよさや可能性を伸ばすことが大切であることから、児童・生徒同士の交流の中で、自分のよさに気づいたり、互いのよさを認めあえるような豊かなふれあいのある学校づくりを進めています。

県教育委員会では、ふれあい教育の実践・交流の一層の推進を図るため、小・中学校全教職員に「学校教育指導の重点」を配付しており、その中で学校教育推進上の重点として、「生命・人権の尊重の指導に努め、望ましい人間関係の確立を図るとともに、児童・生徒一人ひとりが互いの個性を尊重し、思いやりや助け合いの心をもって、共に生き、共に育っていくことができるよう、『個性・共生・共育』の実現を目指す『ふれあい教育』の日常化の一層の深化・浸透に努める。」を掲げ、指導の充実を図っています。

また、教職員一人ひとりがふれあい教育について十分理解を深めることや、児童・生徒一人ひとりが人との交流や、自然体験、社会体験など、地域の特性を生かした実践的活動ができるよう、全教育活動を通じて、その積極的な推進を図っています。

学校では、全教育活動にふれあい教育を位置づけ、児童・生徒の発達段階に応じ、地域の環境や特性を生かした取り組みを行っています。

実践例としては、地域の方を講師に招いて行う郷土の学習、田や畑を利用した勤労・生産活動、老人ホームや養護施設などでのボランティア活動、地域清掃活動などの奉仕

体験活動など、体験的な学習が多く見られます。

県教育委員会では、ふれあい教育の深化・浸透を目的として「ふれあい教育全県研究集会」を年1回開催し、実践事例をもとに研究協議を行っています。

公立高等学校の取り組み

県立高等学校では、昭和59年度から平成3年度までに、延べ70校（実質35校）に「ふれあい教育実践校」として研究を委託し、その全体普及を推進してきました。

これまでの各実践校の取り組み内容は、自然や人とのふれあい、地域の文化との交流、特別活動（学校行事等）をとおしてのふれあいなどに大別できますが、それぞれに地域の特性や生徒の実態を踏まえた活動を展開してきました。

これらの成果は、研究発表大会や研究集録等をとおして普及が図られてきましたが、平成4年度からは、これまでの事業を発展的に改善し、全ての学校で全教育活動をとおしての「ふれあい教育実践」をめざして、自立心・連帯の心・思いやりの心の育成を図るために、「教育課題研究校」に移行し、平成5年度は、生徒指導推進実践校（5校）

人権教育実践校（1校）、家庭科男女共修推進実践校（3校）、高等学校国際理解教育実践校（6校）を委託し、平成6年度には、これらの取り組みの実践研究集録を作成しました。平成7年度には、新たに教育課題研究推進校を設置し、そのまとめとして教育課題研究集録第1集を作成しました。以降平成10年度まで毎年10校の研究推進校を設置し、研究集録第4集まで作成し、県内の高等学校に配布しました。平成11年度以降は研究推進校の設置はありませんが、これまでの研究成果を踏まえて、「ふれあい教育」の一層の推進・展開を図っています。

特色ある高校づくり推進事業

この事業は、生徒一人ひとりの個性が生きる教育や、豊かな人間性、社会性をはぐくむ教育を展開するため、すべての高校で特色ある高校づくりを支援するものです。

活力と魅力ある県立高校をめざして、平成11年11月に策定した「県立高校改革推進計画」では、新しいタイプの高校である総合学科や単位制による普通科高校の拡充を含め、特色ある高校づくりを一層推進し、個が生きる高校教育を豊かに実現していくこととしています。

各高校は、特色ある教育活動の展開、柔軟な学びのシステムの実現、地域や社会に開かれた高校づくりという視点から魅力と特色ある学校づくりに取り組んでいます。

この事業では、国際教育や情報教育、福祉教育、自然科学教育など興味・関心に応じた教育内容や幅広い選択科目による弾力的な教育課程の編成、地域の方を講師に招いての郷土学習や異文化交流、体験的学習など、特色ある教育活動の展開の支援を行っています。また、地域の方々などから、教育活動等の学校運営について意見や助言をいただく学校評議員制度（平成14年度から全校導入）の推進や、ホームページ等をとおしてそれぞれの取り組みを広く紹介したり、一日体験入学など身近に特色を感じることができる広報活動の支援も行っています。

完全学校週5日制の実施

平成14年度から実施された完全学校週5日制は、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高め、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を体験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育むことを目的とするものです。

子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校では、新しい学習指導要領の下で、子どもたちがじっくり学ぶことをとおして、基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育て、家庭や地域社会では、学校とともに、子どもたちにさまざまな活動や体験をさせることが必要です。

県では、これまでに新しい学習指導要領と完全学校週5日制の定着に向け教育課程および学校運営上の工夫・改善や学校・家庭・地域の連携などについて具体的な取組を示した啓発資料を各学校に配布するなど趣旨の徹底に努めてきました。

平成14年度は、完全学校週5日制実施後の状況について、各学校における取組み、子どもたちの土曜日の過ごし方、子どもたち・保護者・教員などの完全学校週5日制に対する意識などについて調査を実施しました。

また、さまざまな体験活動の機会や場の提供、あるいは情報提供などに取り組んでおりますが、土曜日や日曜日の子どもの活動の場は地域が中心となりますので、市町村や青少年団体等に対しても、完全学校週5日制の円滑な定着に向けて積極的な取組を行っていただくよう働きかけていきます。

サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業

いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童生徒を支援するなど、地域における支援システムづくりについて厚木市、平塚市を調査研究推進地域として指定し、実践的な調査研究を平成14年度から、スタートしました。

児童・生徒指導

児童・生徒指導連絡協議会

昭和59年度から、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、横須賀市教育委員会及び7教育事務所管内に「中学校区児童・生徒指導研究推進地域」を設けています。それぞれに「児童・生徒指導研究協議会」を設置し、学校、家庭、地域社会の連携、小・中学校の連携のあり方や指導について実践的な研究を行い、児童・生徒指導の充実に努めています。

「教師だより」の作成

児童・生徒指導の一層の充実に図るため、昭和61年度から毎年「教師だより」を発行し、県内の全公立小・中学校教員に配布しています。

内容としては、教員一人ひとりが課題意識を高めて児童・生徒指導にあたるための情

報や、本県の今日的な教育課題に関わる情報を提供しています。

平成13年度は第31号を発行し、「学校の安全管理と子どもたちの豊かな活動」「児童・生徒が語り合う集い」「子どもいきいき体験フォーラム21」「神奈川子ども会議21」などを掲載しました。

家庭教育の振興

家庭教育力充実事業

家庭教育は、全ての教育の出発点として重要です。核家族化などを背景に、家庭の教育機能の低下が指摘されている中、その教育機能の回復と充実を支援するため、幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等に対し、次により情報提供を行いました。

学習資料による啓発（合計58,000部発行）

家庭教育のあり方についてのパンフレットを作成し、県内の中学校新1年生の子どもを持つ保護者に配布しました。

テレビ放送による啓発

毎週土曜日（10:15～10:30）にテレビ神奈川（TVK）で、家庭教育についての情報を提供する番組「すこやかファミリー」を放映（年間49回）しました。（平成14年度からは毎週日曜日（10:40～10:55）に変更）

相談カードの発行（720,000部発行）

小・中・盲・ろう・養護学校の子どもを持つ保護者に対し、相談機関紹介カードを配布しました。

父親の家庭教育参加の促進

県商工労働部などと連携し、父親の家庭教育参加への呼びかけや情報提供を行いました。

家庭を支える事業

近年の都市化の進展に伴う生活環境の変化、児童の遊び場の不足、核家族化の進行など、児童をめぐる社会環境の変化は、児童の健やかな成長にとって大きな問題となっています。このような問題に対して、子育て家庭への支援を進め、子どもたちが心豊かに育つよう、国や県では地域社会の理解と協力を得て次の事業を実施しています。

地域児童の育成

地域育児センターの設置促進事業

保育所が持つ子育ての専門機能を地域の育児支援に積極的に活用して、核家族化等による親の育児不安を解消することを目的に昭和62年度から始まった事業で、市町村が「地域育児センター」に指定して、地域住民の利用を呼びかけています。

平成13年度には、16市2町において134所の保育所を指定しました。

表 - 3 - 1 地域育児センターの事業

子育て家庭交流	子育て家庭同士の情報交換・交流の場を企画し、提供する。
中高生と園児の体験交流	中高生と園児の実践的な体験交流を行う。
世代間の交流	世代間、障害児・者との交流等、人とのふれあいを深める。

資料出所：児童福祉課

子育て支援センターの設置促進事業

地域における子育て支援の拠点としての「子育て支援センター」は、育児不安等についての相談等のほか、地域育児センター事業への支援、子育てサークル等の育成・支援、保育サービスに関する情報提供、子育てサロンの運営など、子育て家庭に対するさまざまな支援を目的に平成9年度から始まった事業で、平成14年度に新たに3か所オープンし、17の市町で運営しています。

表 - 3 - 2 子育て支援センターの事業

育児不安等についての相談	子育て家庭に対する相談指導を行うとともに、子育てに関する各種情報の提供、援助等を行う。
地域育児センター事業への支援	地域育児センター事業への協力や調整、情報提供等を行う。
ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供	地域の保育資源の活動状況を把握して、子育て家庭に対して、さまざまな保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行う。
子育てサークル等の育成・支援	地域の子育てサークル等に対し、情報提供や育成・支援を行う。
家庭的保育を行う者への支援	市町村が行う家庭的保育を行う者（いわゆる保育ママ）の相談指導や巡回指導等を行う。
特別保育事業の実施	地域の保育ニーズに応じた乳児の受け入れや障害児保育などの特別保育事業を実施し、その保育技術・知識等を地域の保育所に提供する。
子育てサロンの運営	子育て家庭の親と子が自由に参加できるスペースとしてサロンを併設する。

資料出所：児童福祉課

表 - 3 - 3 子育て支援センター設置場所

市 町 名	設 置 場 所	市 町 名	設 置 場 所
平塚市	豊田分庁舎内	厚木市	市総合福祉センター2階
鎌倉市	福祉センター1階	大和市	市まごころ福祉センター2階
藤沢市	市立藤沢保育園内	伊勢原市	伊勢原市役所分室1階
座間市	サンホープ2階	海老名市	市立中新田保育園内
小田原市	社会福祉センター2階	南足柄市	市立南足柄保育園内
三浦市	社会福祉法人 上宮田小羊保育園内	寒川町	こずもずの郷3階
茅ヶ崎市	さかみ農協ビル3階・永島ビル2階	開成町	社会福祉法人 酒田保育園内
逗子市	逗子子育て支援センター内	愛川町	愛川町福祉センター内
綾瀬市	市立綾南保育園内		

資料出所：児童福祉課

一時保育促進事業

保護者のパートタイム就労や傷病、冠婚葬祭、ボランティア活動、育児疲れの解消などのため、一時的に保育が必要となった場合、保育所が保護者に替わって保育する事業で、平成14年4月1日現在、78か所の保育所で実施しています。この他に、助成を受けないで自主的に実施している保育所もあります。

ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」とは、労働者の仕事と育児の両立支援、地域の子育て支援などを目的に、平成6年度より旧労働省（現厚生労働省）が始めた事業で、子育ての支援をして欲しい人と支援をしたい人からなる会員組織です。

市町村が設置・運営をし、急な残業や子どもの軽い病気の時など、一時的・臨時的に子どもの保育が必要な人と、子どもを預かることができる人の橋渡しをします。

平成14年3月末現在全国で193か所あり、本県では、平成13年度までに小田原市、藤沢市、秦野市、横浜市、横須賀市、子市、茅ヶ崎市、厚木市が活動を行っています。平成14年度には川崎市、鎌倉市、相模原市、伊勢原市、座間市、寒川町で運営が開始されています。

私設保育施設への取り組み

私設保育施設に関する諸課題に緊急に対応するため、次のとおり私設保育施設への取り組み体制を整備し、児童の適切な処遇と安全の確保に向けた対応を図っています。

- ・私設保育施設特別対策チームの発足（平成12年8月8日）

スタッフ：児童福祉課の職員14人、私設保育施設への立入調査を実施

- ・緊急電話相談窓口の開設（平成12年8月8日）
相談件数：95件（平成13年度）
- ・アドバイザー派遣等保育指導の強化
平成13年度から、保健師、栄養士等の専門職のアドバイザーの派遣、集合研修の強化、研修紙の発行などを行っています。

私立幼稚園への支援

- ・私立幼稚園地域開放推進事業
子育てをめぐる不安や孤立感の高まりなどの問題に対して、幼稚園が家庭や地域との連携を深め、積極的に子育てを支援していくことが必要と考えて、平成9年度から施設又は教育機能を積極的に地域に開放している私立幼稚園に、助成を行っています。平成13年度は、地域のバランス等を考慮のうえ、100園に助成を行いました。
- ・私立幼稚園預かり保育推進費補助事業
女性の社会進出の増加などによる保護者の保育ニーズの拡大に対して、平成9年度から通常の教育時間終了後の預かり保育を実施している私立幼稚園に助成を行い、保護者および幼稚園の経費負担の軽減を図っております。平成13年度は、110園に助成を行いました。

養護学校等の地域の子どもたちへの支援機能の充実

地域の小・中・高等学校に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちやその保護者の方のために、盲・ろう・養護学校の障害児教育の専門性を活用して、教育相談・情報提供・公開講座等を実施しています。平成13年度は、モデル校2校で、電話や来校による教育や進路の相談、情報提供を約710件行いました。

ひとり親家庭への支援の推進

母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立促進を図るために、母子自立支援員を福祉事務所に置き、生活全般にわたる相談や援助活動を実施しています。

また、経済的な負担の軽減と自立を図るため、医療費の助成や母子福祉資金の貸付を行うとともに、家族の病気の時などにホームヘルパーを派遣するなど、日常生活の支援をしています。

放課後児童クラブへの支援

働きに出ているなど、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るために放課後児童クラブの設置が進められており、平成14年4月現在19市14町に608クラブがあります。県では、設置を促進している市町村に対し運営の補助を行っていますが、平成13年度は11市10町200クラブに補助を行いました。

表 - 3 - 4 市町村別放課後児童クラブ設置状況

(平成14年4月15日現在)

市 町 村	箇所数	実施形態			クラブ在籍児童数		
		直 営	委 託	単 独 補 助	市 町 村	総 数	の 数 (左 の うち 小1 小3)
横浜市	160		160			6,493	4,943
川崎市	122	103	19			4,323	4,242
政令市 計(2市)	282	103	179	0		10,816	9,185
横須賀市	39	14		25		702	574
中核市 計(1市)	39	14	0	25		702	574
平塚市	22		22			678	580
鎌倉市	14	14				480	413
藤沢市	33		33			1,683	1,337
小田原市	20		20			640	640
茅ヶ崎市	17		17			586	427
逗子市	4			4		94	68
相模原市	51	29	13	9		2,174	2,025
三浦市	3			3		86	74
秦野市	15	15				541	541
厚木市	17	15		2		503	484
大和市	19	16	3			638	584
伊勢原市	9	9				434	433
海老名市	13			13		352	287
座間市	10	10				448	436
南足柄市	4			4		109	92
綾瀬市	8			8		134	114
葉山町	4	4				58	58
寒川町	5		5			125	124
大磯町	2		2			97	80
二宮町	3			3		108	87
中井町	2	2				54	50
大井町	1	1				33	33
松田町	2	2				32	30
山北町	1			1		13	12
開成町	1		1			72	69
湯河原町	1		1			25	25
城山町	1		1			65	61
津久井町	3		3			116	79
相模湖町	1		1			11	8
藤野町	1	0	0	1		19	17
その他 計(16市14町)	287	117	122	48		10,408	9,268
合計 19市14町	608	234	301	73		21,926	19,027

- (注)1 箱根町、真鶴町、清川村については未実施
 2 愛川町については全児童を対象とした児童館(公民館)事業を実施
 資料出所：児童福祉課

児童館・児童遊園等の整備

子どもたちが健やかで、たくましく育っていくために、身近なところで安心して楽しく遊べる場所が必要です。県では市町村でつくる児童館等の整備に対する助成を行っています。平成13年度の児童館整備に対する助成は、藤沢市、相模原市および秦野市に行いました。市町村立の児童館・児童遊園等の設置状況は次表のとおりです。

表 - 3 - 5 市町村別児童館、児童遊園、街区公園設置状況

区 分	児童館等	児童遊園	街区公園	区 分	児童館等	児童遊園	街区公園
	か所	か所	か所		か所	か所	か所
横 浜 市	92	223	2,082	葉 山 町	6	17	0
川 崎 市	59	10	707	寒 川 町	1	14	24
横 須 賀 市	14	31	322	大 磯 町	2	1	37
平 塚 市	4	23	185	二 宮 町	8	41	13
鎌 倉 市	15	39	197	中 井 町	3	0	0
藤 沢 市	20	0	221	大 井 町	0	1	2
小 田 原 市	0	58	121	松 田 町	4	10	5
茅 ヶ 崎 市	0	15	124	山 北 町	4	11	2
逗 子 市	0	9	64	開 成 町	0	10	5
相 模 原 市	45	143	374	箱 根 町	0	19	9
三 浦 市	10	0	54	真 鶴 町	0	2	0
秦 野 市	20	17	143	湯 河 原 町	0	7	13
厚 木 市	35	81	114	愛 川 町	15	43	15
大 和 市	22	16	109	清 川 村	0	7	0
伊 勢 原 市	15	8	111	城 山 町	0	13	23
海 老 名 市	2	83	40	津 久 井 町	0	34	0
座 間 市	5	107	33	相 模 湖 町	0	13	0
南 足 柄 市	1	36	25	藤 野 町	1	1	0
綾 瀬 市	3	8	86	合 計	406	1,151	5,260

(注)1 児童館、児童遊園については、児童厚生施設として届け出られたもの以外の施設を含む。

2 街区公園とは、都市公園法上の都市公園の中で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園をいう。

資料出所：児童館および児童遊園は児童福祉課（平成14年4月現在）、街区公園は都市整備公園課（平成14年3月末現在）

「子ども・家庭」シンポジウム等の開催

社会・経済が大きく変動し、21世紀を担う子どもたちを巡る状況が極めて厳しく、家庭のあり方も問われています。

そこで、子どもや家庭の大切さについて改めて共通の理解を醸成し、行政や地域社会が「子ども・家庭」の問題にどのように対応していくべきかについて活発に話し合う機会を通して、幅広い県民の自由な議論を行い、県民とともに考えていくということを目指して、平成14年度に「子ども・家庭」県民議論を開催しました。

「今、子どもが求め、また、家庭に求められているものは何か。それに対して、家庭・地域・学校・企業・行政などはどのような取組ができるのか。」について、世代、社会的立場、地域を超えて、各界各層の人々がさまざまな形で集まり、多様な議論を展開しました。

子ども・家庭ミニ集会（県内7地域で計35回）

子育てグループやPTAなどの団体が中心となり、各回毎に自由にテーマを設定し（「子どものマナー、大人のマナー」など）大人、子ども、親、先生、青少年指導者等がそれぞれの立場、年代を超えて議論しました。

シンポジウム（県内4箇所）

「これからの家庭教育と学校教育を考える」などのテーマで開催しました。

世代交流集会

平成14年11月30日には、これらの締めくくりとして、かながわドームシアターにおいて、「少子化時代の『子ども・家庭』を支えていくために～世代間連携・交流がはぐくむ豊かな子育て・子育て・親育ち～」というテーマで世代交流集会を開催しました。脚本家である清水有生氏の基調講演後、ミニ集会参加者による世代別発表、パネルディスカッションを行いました。